



宮古市過疎地域持続的発展計画

令和8年3月
(令和8年4月変更)

岩手県宮古市





目 次

1 基本的な事項

(1)宮古市の概況	4
(2)人口及び産業の推移と動向	6
(3)行財政の状況	10
(4)持続的発展の基本方針	13
(5)持続的発展のための基本目標	18
(6)計画の達成状況の評価	19
(7)計画期間	19
(8)宮古市公共施設等総合管理計画との整合	19

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1)現状	21
(2)課題	21
(3)その対策	22
(4)事業計画（令和8年度～令和12年度）	23

3 産業の振興

(1)現状	24
(2)課題	27
(3)その対策	30
(4)事業計画（令和8年度～令和12年度）	36
(5)産業振興促進事項	36

4 地域における情報化

(1)現状	37
(2)課題	38
(3)その対策	39
(4)事業計画（令和8年度～令和12年度）	40

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1)現状	41
(2)課題	42
(3)その対策	43
(4)事業計画（令和8年度～令和12年度）	45





6 生活環境の整備

(1)現状	46
(2)課題	47
(3)その対策	49
(4)事業計画（令和8年度～令和12年度）	51

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

(1)現状	52
(2)課題	53
(3)その対策	55
(4)事業計画（令和8年度～令和12年度）	58

8 医療の確保

(1)現状	59
(2)課題	59
(3)その対策	59
(4)事業計画（令和8年度～令和12年度）	60

9 教育の振興

(1)現状	61
(2)課題	62
(3)その対策	64
(4)事業計画（令和8年度～令和12年度）	68

10 集落の整備

(1)現状	69
(2)課題	69
(3)その対策	69

11 地域文化の振興等

(1)現状	70
(2)課題	71
(3)その対策	72
(4)事業計画（令和8年度～令和12年度）	73

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1)現状	74
(2)課題	75





(3)その対策	・・・・・・・・・・75
(4)事業計画（令和8年度～令和12年度）	・・・・・・・・・・76

別冊 宮古市過疎地域持続的発展計画 事業計画





1 基本的な事項

(1) 宮古市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概況

① 自然的条件

本市は、岩手県沿岸部のほぼ中央、本州最東端に位置しています。東は太平洋に面し、西は北上高地に抱かれ、美しい森、清らかな川、そして豊かな海に包まれています。美しい森である「早池峰国定公園」と豊かな海である「三陸復興国立公園」が「閉伊川」で結ばれており、自然環境に恵まれた地域です。

海岸部は海洋性の気候で、夏季にヤマセ(冷涼な北東風)の影響を受けやすいものの、冬季は日照時間が長く、比較的温暖で積雪も少ない地域です。山間部は、標高が高いことから、冷涼な高原気候で、冬季は積雪も多い地域です。

面積は約1,259平方kmで、岩手県の総面積約15,275平方kmの約8.2%を占めています。特徴として森林面積の広さが挙げられ、全体で約1,154平方km、総面積の約91.6%を占めています。

② 歴史的条件

本市は、自然の恵み豊かな地域として古くから人々がムラを形成し定住していました。地域内で出土した土器や史跡から、縄文時代早期にはすでにこの地で生活を営む人々が存在していたことが明らかになっています。

1191(建久2)年、源為朝の三男・閉伊頼基が鎌倉幕府から承認を受けこの地を支配しましたが、1592(文禄元)年、13代親光の治世に南部氏に滅ぼされ、その支配下となりました。

江戸時代を通じて南部氏の統治を受け、その後、明治の廃藩置県、1889(明治22)年の明治の大合併(市町村制施行：明治22年4月1日)、1955(昭和30)年の昭和の大合併(町村合併促進法施行：昭和28年10月1日)などを経て、それぞれの市町村が形成され、緊密な連携を保ちながらまちづくりを進めてきました。

平成の大合併の中で新たな地域発展の飛躍を図るため、2005(平成17)年6月6日に宮古市と田老町、新里村の3市町村、そして、2010(平成22)年1月1日に宮古市と川井村との合併を経て、現在に至っています。

③ 社会的、経済的条件

本市では、少子高齢社会が急速に進行しており、2050(令和32)年には、市民のおよそ49%が65歳以上の高齢者になるものと見込まれています。総人口の減少が進み、2050(令和32)年には2020(令和2)年に比べておよそ47%減少し、2万7千人程度になるものと見込まれています。少子高齢化と人口減少は、社会保障費の増加をもたらすとともに、労働力人口の減少に伴う経済・産業活動の縮小が懸念されるなど地域の経済社会構造





を変化させるものです。

また、森林面積の広さが特徴的であり、総面積のおよそ9割を占めています。小規模な集落が点在しており、行政サービスの効率的な推進が困難となっている地域もあります。平地が少ないため、農家1戸あたりの耕地面積が狭く少ないことに加えて、企業立地にも不利な条件になっています。

都市間を結ぶ国道45号及び国道106号については、東日本大震災を契機に整備された復興道路「三陸沿岸道路」、復興支援道路「宮古盛岡横断道路」により、新幹線や東北自動車道などの高速交通網への移動時間が短縮されるなど大幅に改善されました。一方で、市内地域間を結ぶ一般道路の一部では、幅員が狭く、急カーブが連続するなど交通上の支障が生じているほか、整備後50年以上経過し老朽化が進む施設も多くなっています。

イ 過疎の状況

総人口は、2020(令和2)年の国勢調査人口で50,369人となり、2015(平成27)年の56,676人と比較すると6,307人、約11.1%減少しています。合併前の旧市町村単位でみると、旧宮古市は1980(昭和55)年をピークに人口が減少に転じ、旧田老町、旧新里村、旧川井村は1955(昭和30)年代から人口減少が続いていました。減少の特性は、少子化、転出者の増加によるものです。このような状況の中、旧新里村と旧川井村が1970(昭和45)年、旧田老町が1976(昭和51)年、新宮古市が2005(平成17)年に過疎地域の指定を受け、以降、過疎地域振興計画、過疎地域活性化計画及び過疎地域自立促進計画を策定し、各種施策の実施により過疎地域の自立促進を図ってきました。

この結果、生活の基盤である公共施設等の整備が進み、地域資源を活用した産業振興施策の推進など地域活性化のための取り組みや地域で支え合う様々な取り組みも展開されるなど、過疎対策は一定の成果を上げてきました。

しかし、担い手の減少・高齢化は解消せず、過疎地域をめぐる環境は一層厳しさを増しており、依然として多くの課題を抱えています。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性と社会経済的発展の方向

風土を生かした農業や豊かな森林資源を生かした林業、つくり育てる漁業を推進する水産業、自然景観、体験観光を核とした観光など、特性を生かした産業が発展してきました。近年、産業の多様化に伴い、地域の産業を取り巻く環境は変わってきており、整備が進む都市間道路交通網を生かした物流や交流人口の拡大を図る新たな展開が期待されます。

農業は、農家1戸あたりの耕作面積が少なく、水稻、野菜、果樹、花き、畜産などを組み合わせた「複合経営」と「多品目栽培」が特徴です。生産性の向上や多様な地域条件を生かした高収益作物の生産拡大などによる農業経営の安定化が必要です。

林業は、木材価格の低迷等により手入れ不足の森林が増えるとともに、間伐材の多くが林地内に置かれ未利用資源となっています。CO₂の吸収や水資源のかん養、治山・治水の効果や豊かな漁業資源との関わりなど、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させながら、持続的な資源循環型の林業経営サイクルの構築が必要です。





水産業は、サケふ化放流事業や養殖事業、栽培漁業などを推進し、本県の中核をなす地域となっています。近年、水産資源の減少などにより水揚量が減少しており、安定的な生産を維持するため「つくり育てる漁業」のさらなる推進が必要です。

主力工業は、コネクタを主とする電子部品製造業、合板・集成材を主とする木材・木製品製造業、水産加工を主とする食料品製造業、金型部品を主とする生産用機械器具製造業です。魅力あるモノづくり産業を育てるため、企業・事業所が安心して仕事ができる環境整備のほか、企業立地の取り組みも必要です。

商業は、広い駐車場を備えた郊外型店舗への消費者のシフトが続いています。一方で、高齢者などが自ら足を運べる地域の商店街の必要性も高く、消費者の視点に立った商業の振興と既存商店街の活性化が必要です。

観光は、三陸復興国立公園、早池峰国立公園を有する環境を生かし、自然景観を核とした見る観光に加え、「三陸ジオパーク」や「みちのく潮風トレイル」などの自然体験観光、浄土ヶ浜と出崎地区を拠点とし、「出崎ふ頭」、「遊覧船」、「青の洞窟」などを核とした体験型観光、大型外国客船や訪日外国人旅行客を受け入れるインバウンド対応を強化し、多様な観光ニーズに対応する魅力ある「おもてなし観光」の推進が必要です。

地域の産業が持続的に発展していくために、各産業において集積、蓄積された資源を活用し、産業間の連携、創出を促し、活力に満ちた産業振興都市を目指しています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

総人口は、1960(昭和35)年から2020(令和2)年までに30,724人減少しています。人口減少率は、1985(昭和60)年以降、2015(平成27)年までは3～6%台で推移してきましたが、2015(平成27)年から2020(令和2)年の5年間は11%と人口減少が加速化しています。(表1-1(1))

表1-1(1) 総人口の推移(国勢調査)

昭和35年		1965(昭和40)年		1970(昭和45)年		1975(昭和50)年		1980(昭和55)年	
人数	増減率(%)	人数	増減率(%)	人数	増減率(%)	人数	増減率(%)	人数	増減率(%)
81,093		79,894	△ 1.5	79,805	△ 0.1	79,214	△ 0.7	78,617	△ 0.8
1985(昭和60年)		1990(平成2年)		1995(平成7年)		2000(平成12)年			
人数	増減率(%)	人数	増減率(%)	人数	増減率(%)	人数	増減率(%)		
77,024	△ 2.0	72,538	△ 5.8	69,587	△ 4.1	66,986	△ 3.7		
2005(平成17)年		2010(平成22)年		2015(平成27)年		2020(令和2)年			
人数	増減率(%)	人数	増減率(%)	人数	増減率(%)	人数	増減率(%)		
63,588	△ 5.1	59,430	△ 6.5	56,676	△ 4.6	50,369	△ 11.1		

年齢別人口の構成比の推移をみると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)は年々減少しています。1975(昭和50)年から2020(令和2)年の45年間で比較す





ると、年少人口は76%減少しています。一方、老年人口(65歳以上)は約2.9倍に増加しています。(表1-1(2))

表1-1(2) 年齢別人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年	1975(昭和50)年		1990(平成2)年		2005(平成17)年	
	人数	人数	増減率(%)	人数	増減率(%)	人数	増減率(%)
総数 (a)	81,093	79,214	△ 2.3	72,538	△ 8.4	63,588	△ 12.3
年少人口(0~14歳)	28,105	20,881	△ 25.7	13,635	△ 34.7	8,426	△ 38.2
生産年齢人口(15~64歳)	48,866	51,655	5.7	48,104	△ 6.9	37,837	△ 21.3
うち15~29歳 (b)	20,524	16,915	△ 17.6	11,861	△ 29.9	8,215	△ 30.7
老年人口(65歳以上) (c)	4,122	6,678	62.0	10,760	61.1	17,325	61.0
若年者比率((b)/(a))	25.3	21.4	-	16.4	-	12.9	-
高齢者比率((c)/(a))	5.1	8.4	-	14.8	-	27.2	-

区 分	2010(平成22)年		2015(平成27)年		2020(令和2)年	
	人数	増減率(%)	人数	増減率(%)	人数	増減率(%)
総数 (a)	59,430	△ 6.5	56,676	△ 4.6	50,369	△ 11.1
年少人口(0~14歳)	7,230	△ 14.2	6,060	△ 16.2	5,003	△ 17.4
生産年齢人口(15~64歳)	33,792	△ 10.7	31,218	△ 7.6	25,994	△ 16.7
うち15~29歳 (b)	6,801	△ 17.2	6,208	△ 8.7	5,174	△ 16.7
老年人口(65歳以上) (c)	18,363	6.0	19,167	4.4	19,042	△ 0.7
若年者比率((b)/(a))	11.4	-	11.0	-	10.3	-
高齢者比率((c)/(a))	30.9	-	33.8	-	37.8	-

(注) 総数と各年齢区分の合計が一致しないのは、年齢不詳人口によるものである。

人口の将来見通しについて、将来推計人口のデータ(国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。))「日本の市区町村別将来推計人口」(令和5年12月)でみると、総人口は今後も減少するものと見込まれています。2015(平成27)年~2025(令和7)年を比較すると10年間で10,563人、約18.6%の減少が見込まれています。(表1-1(3))





表1-1(3) 人口の見通し

区分	2005年 (平成17)	2010年 (平成22)	2015年 (平成27)	2020年 (令和2)	2025年 (令和7)
国勢調査人口	63,588	59,430	56,676	50,369	-
社人研推計人口	-	-	-	-	46,113
人口ビジョン目標値	-	-	-	-	44,904

区分	2030年 (令和12)	2035年 (令和17)	2040年 (令和22)	2045年 (令和27)	2050年 (令和32)
国勢調査人口	-	-	-	-	-
社人研推計人口	41,867	37,746	33,805	30,107	26,633
人口ビジョン目標値	41,309	37,800	34,422	31,173	28,078

(注1) 社人研推計人口は、「日本の市区町村別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所 令和5年推計)を記載。

(注2) 人口ビジョン目標値は、「宮古市総合計画後期基本計画(計画期間:令和7年度~令和11年度)」第1編第7人口ビジョンに掲げる将来人口目標を記載。

総生産額は、2011(平成23)年の1,671億円から、2016(平成28)年に2,584億円に増加したものの、2017(平成29)年には2,517億円と減少に転じました。産業別の推移は、第一次産業は毎年増減を繰り返し、2011(平成23)年の56億円から、2022(令和4)年には100億円と大きく増加しました。第二次産業は2016(平成28)年の1,145億円をピークに大幅に増加しましたが、その後は減少傾向にあり、2022(令和4)年度には365億円となっています。第三次産業はほぼ横ばいとなっています。(表1-1(4))

就業人口は、2020(令和2)年に23,450人となっており、1960(昭和35)年と比較すると12,899人、35.4%減少しています。産業別の就業人口比率をみると、第一次産業の比率が大きく減少し、第二次産業の比率は横ばいから減少に転じる一方、第三次産業の比率は大きく増加する傾向にあります。産業別の推移は、第一次産業は1960(昭和35)年以降減少が続き、その減少は非常に大きく、1960(昭和35)年と2020(令和2)年を比較すると15,169人、89.7%と大きく減少しています。第二次産業は、1970(昭和45)年以降1995(平成7)年まで9,000人台を概ね横ばいで推移していましたが、2000(平成12)年以降減少に転じました。第三次産業は、1960(昭和35)年以降、増加傾向にありましたが、2000(平成12)年を境に減少傾向に転じ、2020(令和2)年は15,860人となっています。(表1-1(5))

総生産額及び就業人口は、復興関連事業の影響により第二次産業において一時的に大幅増となりましたが、事業の完了に伴い、2021(令和3)年以降は著しく減少に転じています。





表 1-1(4) 産業別総生産額(令和4年度岩手県市町村民経済計算年報)

区 分	2011年 (平成23)			2012年 (平成24)			2013年 (平成25)			2014年 (平成26)		
	総生産額 (百万円)	増減率 (%)	構成比 (%)	総生産額 (百万円)	増減率 (%)	構成比 (%)	総生産額 (百万円)	増減率 (%)	構成比 (%)	総生産額 (百万円)	増減率 (%)	構成比 (%)
総 数	167,162	-	-	176,764	5.7	-	211,696	19.8	-	232,043	9.6	-
第一次産業	5,640	-	3.4	6,374	13.0	3.6	6,134	△ 3.8	2.9	6,795	10.8	2.9
第二次産業	40,460	-	24.2	44,617	10.3	25.2	75,549	69.3	35.7	91,790	21.5	39.6
第三次産業	120,164	-	71.9	124,776	3.8	70.6	128,593	3.1	60.7	131,496	2.3	56.7

区 分	2015年 (平成27)			2016年 (平成28)			2017年 (平成29)			2018年 (平成30)		
	総生産額 (百万円)	増減率 (%)	構成比 (%)	総生産額 (百万円)	増減率 (%)	構成比 (%)	総生産額 (百万円)	増減率 (%)	構成比 (%)	総生産額 (百万円)	増減率 (%)	構成比 (%)
総 数	235,377	1.4	-	258,423	9.8	-	251,702	△ 2.6	-	233,554	△ 7.2	-
第一次産業	8,000	17.7	3.4	7,507	△ 6.2	2.9	8,047	7.2	3.2	8,038	△ 0.1	3.4
第二次産業	91,604	△ 0.2	38.9	114,523	25.0	44.3	106,115	△ 7.3	42.2	89,290	△ 15.9	38.2
第三次産業	134,327	2.2	57.1	135,363	0.8	52.4	136,276	0.7	54.1	134,963	△ 1.0	57.8

区 分	2019年 (令和元)			2020年 (令和2)			2021年 (令和3)			2022年 (令和4)		
	総生産額 (百万円)	増減率 (%)	構成比 (%)	総生産額 (百万円)	増減率 (%)	構成比 (%)	総生産額 (百万円)	増減率 (%)	構成比 (%)	総生産額 (百万円)	増減率 (%)	構成比 (%)
総 数	226,994	△ 2.8	-	215,905	△ 4.9	-	173,474	△ 19.7	-	176,508	1.7	-
第一次産業	9,008	12.1	4.0	8,093	△ 10.2	3.7	7,205	△ 11.0	4.2	10,074	39.8	5.7
第二次産業	82,116	△ 8.0	36.2	80,695	△ 1.7	37.4	38,890	△ 51.8	22.4	36,507	△ 6.1	20.7
第三次産業	134,875	△ 0.1	59.4	126,135	△ 6.5	58.4	126,053	△ 0.1	72.7	128,306	1.8	72.7

(注) 第一次産業、第二次産業、第三次産業の計が総数と一致しないのは、関税、消費税等によるものである。





表 1-1(5) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	1960年 (昭和35)			1965年 (昭和40)			1970年 (昭和45)			1975年 (昭和50)		
	人数	増減率 (%)	構成比 (%)	人数	増減率 (%)	構成比 (%)	人数	増減率 (%)	構成比 (%)	人数	増減率 (%)	構成比 (%)
就業者総数	36,349	-	-	35,933	△ 1.1	-	38,135	6.1	-	35,923	△ 5.8	-
第一次産業	16,903	-	46.5	13,849	△ 18.1	38.5	12,584	△ 9.1	33.0	9,210	△ 26.8	25.6
第二次産業	7,670	-	21.1	8,376	9.2	23.3	9,341	11.5	24.5	9,590	2.7	26.7
第三次産業	11,776	-	32.4	13,708	16.4	38.1	16,210	18.3	42.5	17,123	5.6	47.7

区 分	1980年 (昭和55)			1985年 (昭和60)			1990年 (平成2)			1995年 (平成7)		
	人数	増減率 (%)	構成比 (%)	人数	増減率 (%)	構成比 (%)	人数	増減率 (%)	構成比 (%)	人数	増減率 (%)	構成比 (%)
就業者総数	36,230	0.9	-	35,602	△ 1.7	-	34,675	△ 2.6	-	33,924	△ 2.2	-
第一次産業	7,862	△ 14.6	21.7	6,972	△ 11.3	19.6	6,081	△ 12.8	17.5	4,830	△ 20.6	14.2
第二次産業	9,371	△ 2.3	25.9	9,255	△ 1.2	26.0	9,658	4.4	27.9	9,847	2.0	29.0
第三次産業	18,997	10.9	52.4	19,375	2.0	54.4	18,936	△ 2.3	54.6	19,247	1.6	56.7

区 分	2000年 (平成12)			2005年 (平成17)			2010年 (平成22)			2015年 (平成27)		
	人数	増減率 (%)	構成比 (%)	人数	増減率 (%)	構成比 (%)	人数	増減率 (%)	構成比 (%)	人数	増減率 (%)	構成比 (%)
就業者総数	31,152	△ 8.2	-	28,524	△ 8.4	-	25,669	△ 10.0	-	26,507	3.3	-
第一次産業	3,598	△ 25.5	11.5	3,378	△ 6.1	11.8	2,548	△ 24.6	9.9	2,099	△ 17.6	7.9
第二次産業	9,013	△ 8.5	28.9	7,218	△ 19.9	25.3	6,486	△ 10.1	25.3	7,411	14.3	28.0
第三次産業	18,541	△ 3.7	59.5	17,928	△ 3.3	62.9	16,635	△ 7.2	64.8	16,997	2.2	64.1

区 分	2020年 (令和2)		
	人数	増減率 (%)	構成比 (%)
就業者総数	23,450	△ 11.5	-
第一次産業	1,734	△ 17.4	5.6
第二次産業	5,856	△ 21.0	18.8
第三次産業	15,860	△ 6.7	50.9

(注) 分類不能は第三次産業人口に含めた。

(3) 行財政の状況

ア 行政

人口減少、少子高齢社会が進行する中、経済社会のグローバル化、情報通信技術（ICT）の普及が進み、ライフスタイルやワークスタイルが大きく変化しています。テレワークの活用が進み、場所や時間にとらわれず、育児、介護などライフステージに合わせた多様な働き方の選択が可能になるなど、ICTは日々進化しており、今後もさらなる社会構造の変化をもたらすと見込まれます。また、近年、行政サービスの向上や庁内業務の効率化に資するものとして、AIが注





目され、急速に活用の場が広がっています。このような背景を踏まえ、ICTを活用したデジタル・トランスフォーメーション（デジタル技術を活用したビジネスモデルの創出）を推進し、市民サービスの向上と庁内運営の効率化を実現するため、「宮古市デジタル戦略推進基本計画」により、一層多様化・高度化する市民の行政ニーズに素早く積極的に対応し、市民一人ひとりにとって満足度の高い良質な行政サービスを持続的に提供していくことが必要です。

また、既存の事務事業を見直し、適時・適切な組織構造を柔軟に構築するなど組織及び運営の合理化に努めることが必要です。成果を重視し、徹底した情報公開と参画・協働を基本とした行財政システムにより、市民や地域の主体性が発揮され、個性豊かな地域づくりが行われる必要があります。

イ 財政

歳入・歳出の総額は、東日本大震災以前は300億円前後で推移していました。2010（平成22）年度において、歳入は、市民税・交付税等の一般財源が約6割、地方債及び国・県からの補助金等の特定財源が約4割を占めていました。主な歳出は、義務的経費のうち人件費や扶助費等が約33%、公債費が約14%、投資的経費が約17%となっています。東日本大震災後、復興に向けた取り組みを進めるために財政規模が拡大しましたが、ハード事業が概ね終了したことにより、震災前と同規模になってきています。

昨今、歳入においては、人口減少による市税の減少、市町村合併に伴う特例措置の終了による普通交付税の減額など、厳しい状況が見込まれます。歳出においても扶助費や公債費などの義務的経費の増加に加え、公共施設やインフラ施設の長寿命化、老朽化した施設の改修費用の増加が見込まれます。

持続可能な行財政運営の確立のため、予算の重点化や効率的な執行、施設の再配置等による経常的経費の削減など、財源の大幅な減少を見据えた対応が喫緊の課題です。このことから、行政評価等の結果を適切に反映することはもとより、既存事業の必要性や費用対効果などを改めて精査し、事務事業の見直しや再構築を図り、限られた財源の重点的な配分に努めることが必要です。起債については、将来の財政負担に十分に留意した活用が求められます。また、若い世代の移住や企業誘致の促進による税収の確保のほか、「ふるさと納税」や「企業版ふるさと納税」といった税外収入の確保といった視点も重要になります。





表 1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

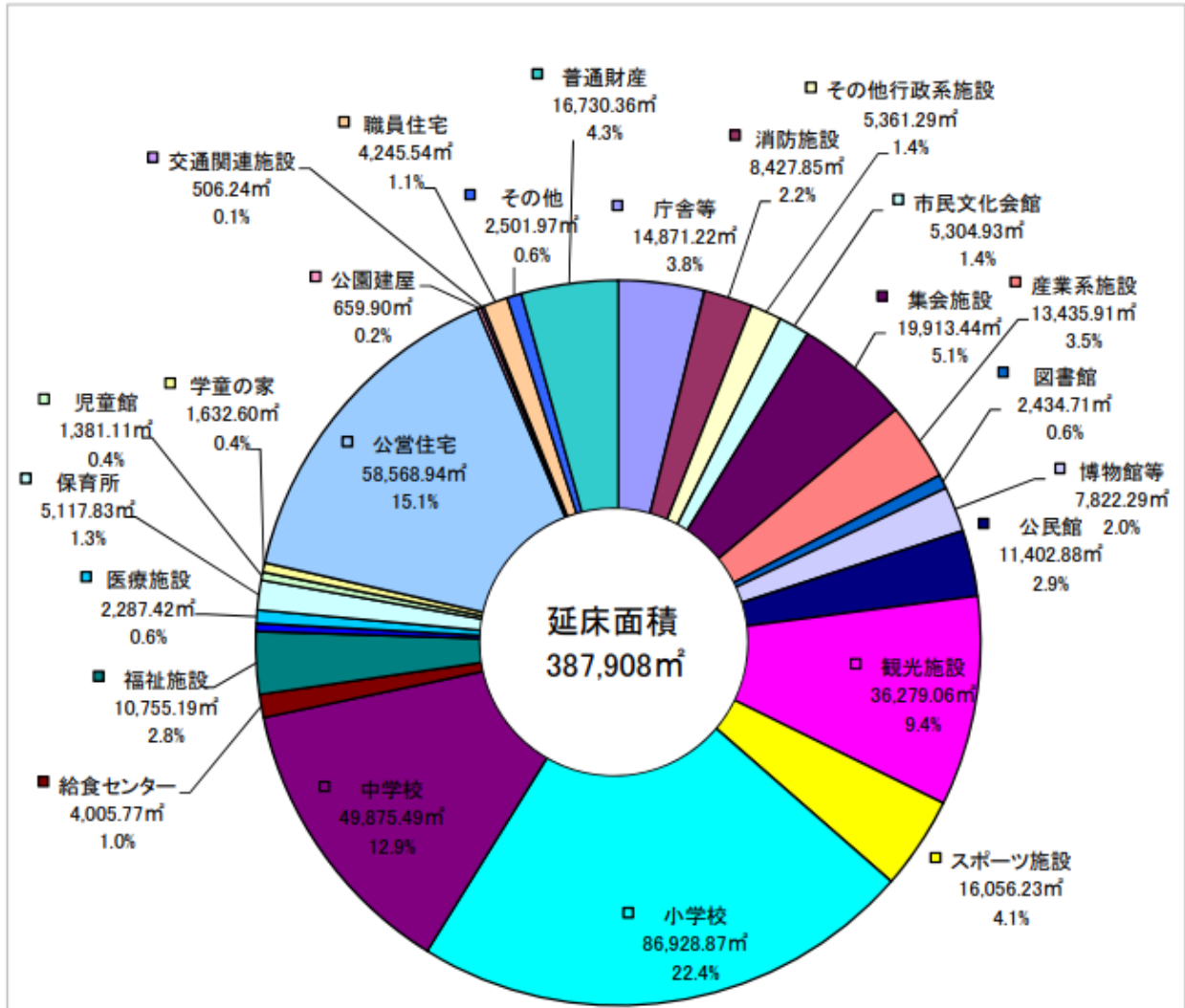
区 分	2010年度 (平成22)	2015年度 (平成27)	2020年度 (令和 2)	2024年度 (令和 6)
歳入総額 A	30,643,113	70,935,318	48,773,098	39,214,655
一般財源	19,300,216	24,389,888	19,574,523	19,915,331
国庫支出金	3,601,376	11,728,526	12,097,306	6,226,782
県支出金	1,788,571	5,719,865	2,975,395	2,133,472
地方債	3,584,229	3,492,940	5,730,700	3,640,300
うち過疎対策事業債	250,300	1,350,400	2,386,500	2,079,600
その他	2,368,721	25,604,099	8,395,174	7,298,770
歳出総額 B	29,512,783	63,959,423	46,585,065	38,084,137
義務的経費	13,761,764	14,050,703	13,544,682	16,099,944
投資的経費	4,938,802	32,292,225	10,310,747	5,636,885
うち普通建設事業	4,931,641	23,710,608	6,803,585	5,503,265
その他	10,812,217	17,616,495	22,729,636	16,347,308
(再掲)過疎対策事業費	5,495,012	4,756,082	9,024,305	5,913,449
歳入歳出差引額 (A-B) C	1,130,330	6,975,895	2,188,033	1,130,518
翌年度へ繰り越すべき財源 D	682,156	2,937,182	674,864	65,334
実質収支 (C-D)	448,174	4,038,713	1,513,169	1,065,184
財政力指数	0.34	0.35	0.39	0.36
公債費負担比率	17.3	11.3	12.7	16.8
実質公債費比率	14.2	11.7	8.2	10.4
経常収支比率	81.5	92.4	93.0	94.9
将来負担比率	109.9	20.2	21.2	10.5
地方債現在高	38,948,706	34,194,456	46,960,788	42,816,172





表 1-2(2) 公共施設の用途別床面積(出典：宮古市公共施設再配置計画)

図 2-11 宮古市の公共施設の用途別床面積



注：平成 26 年 1 月現在。震災等により廃止された施設を除く。ただし再整備予定の施設は含む。

(4) 持続的発展の基本方針

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化などを有しているほか、自然環境の保全や地球温暖化の防止など国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えています。また、都市圏への人口の過度の集中により大規模災害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は一層重要なものとなっています。

近年、過疎地域への移住者の増加、情報通信技術を利用した働き方への取り組みといった過疎地域の課題解決につながる動きが活発になっています。これらを追い風に、過疎地域の自立と持続的な発展に向け、各種の施策を総合的・効果的に取り組んでいくことが必要です。

本市では、東日本大震災、「平成 28 年台風第 10 号」、「令和元年東日本台風」、そして新型コロナウイルス感染症と度重なる災害等への対応を、市民一丸となって着実に進めてきました。

また、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、活力ある社会を維





持するため「地方創生」に取り組んできました。行政はもとより、地域社会を構成する市民、団体などが、それぞれ主体性をもって、共に支え合いながら、まちづくりに取り組んでいくことが大切です。また、社会的に弱い立場にある方々が、地域や職場、家庭などでのつながりが薄れることのないよう、社会の構成員として包み支え合う取り組みを進めることも重要です。この地域に暮らす市民誰一人取り残さず、安定した仕事を持って、子どもを幸せに育てられる環境づくりを目指し、取り組みを進めます。

地域の持続的発展を図るための「宮古市過疎地域持続的発展計画」（以下「過疎計画」という。）策定にあたり、基本方針を次のとおり示します。なお、過疎計画は、市の最上位計画である「宮古市総合計画（基本構想：2020 - 2029、後期基本計画：2025 - 2029）」（以下「総合計画」という。）に沿って施策を展開していくものです。

ア 基本的な考え方

本市は、豊かな自然、美しい景観に恵まれており、人々の結びつきが強い地域社会が形成されています。この恵まれた環境や地域の持つ特性、資源を最大限に生かし、創意と工夫を重ねて、持続可能なまちづくりを推進します。

このため、宮古市自治基本条例と、これを支える宮古市参画推進条例、宮古市協働推進条例、宮古市住民投票条例の適正な運用を図り、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という基本方針を取り込みながら、次のような考え方にに基づき、まちづくりを進めます。

- 豊かな自然や伝統文化など地域の多様な資源を守り活用する「創造」のまちづくり
- 市民と行政とのパートナーシップによる「参画と協働」のまちづくり
- 市民が助け合いながら暮らすことができる「連携と共生」のまちづくり
- 「自己決定、自己責任」の原則に基づく「自立」のまちづくり
- すべての市民を社会の構成員として包み支え合う「共創」のまちづくり

イ 将来像「森・川・海」とひとが調和し共生する安らぎのまち

「森・川・海」は、本市に広がる豊かな自然・風土を示すものであり、同時に、これまで先人が培ってきた多彩な歴史や文化・伝統、暮らしの営み、産業の恵み、心豊かな人間性など、これからの時代に誇りうる私たちの財産となるものです。

豊かな「森・川・海」は、森を起点とし、川という循環経路を経て海に至るつながりの恩恵を受け、地域における自然環境の循環、分野を超えた多様な産業の連携、地域・人々の活発な交流をもたらす源となっています。

『森・川・海』とひとが調和し共生する安らぎのまち」は、豊かな自然とひとが調和し共生することにより、これらを積極的に生かしながら、心の豊かさやゆとりを実感し、自らの個性と能力を発揮していくことのできるまちづくりを進めていこうとする考え方を示すものです。





ウ 基本的な方向

① 自然と共に生きるまちづくり

恵まれた自然環境を守り育てながら、次の世代へ引き継いでいくことが重要です。

洪水や津波などの災害をもたらす自然を理解するとともに、「森・川・海」の自然環境を守ることを基本として、これらを生かしたまちづくりを推進します。

② 健やかで心豊かなひとを育むまちづくり

急速に進む少子高齢化に対応した保健・医療・福祉などの取り組みを進めます。

未来を担う子どもたちを安心して産み、育てることができるまちづくりを推進するとともに、すべての人が生涯にわたって心身ともに健やかな生活を送り、地域の活動に参画し活躍できる、健やかで心豊かな人を育むまちづくりを推進します。

③ 多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり

豊かな森林を活用した林業を成長させる取り組みや、魚類の養殖といった新たな事業を展開する水産業など、永続的で持続可能な農林水産業を推進します。併せて、商品の高付加価値化に取り組む製造業を推進します。

また、エネルギー資源の活用を通じて地域内の経済循環を促し、自立的な地域経済の創出につなげていきます。

起業や異業種間の交流を促進し、多様な産業が結びつく、持続可能な産業都市づくりを推進します。

エ 基本的な施策

① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

○本市の魅力の磨き上げを行うとともに、SNSなど多様な情報媒体を通じて発信することで、市の認知度、愛着度の向上を図ります。

○多様化するライフスタイルに対し、そのニーズを把握するとともに、本市の相談窓口の整備や受け入れ体制の強化に取り組むことで、移住・定住を推進します。

○地域おこし協力隊等の市外人材の受け入れを促進し、地域力の向上を図るとともに、若者の移住・定住の促進を図ります。

○地域の活性化と地域課題の解決に向けて、市民、市民団体等が互いに目的を共有し、対等な立場で連携、協力するなど、自主性及び自立性を尊重する協働と参画のまちづくりを進めます。

○誰もが地域に誇りと愛着を持って、主体的にまちづくりに関われるよう市民活動への参加を促進します。

○年齢や性別、社会的な多様性などを互いに理解し合い、包み支え合いながら暮らす社会の実現を図ります。

○すべての市民が地域社会を支える構成員として共に暮らせる地域づくりを進めます。





② 産業の振興

- 若者の定着とU・Iターンの促進に取り組み、働きがいのある就労環境の整備を支援し、ニーズに沿った働き方を実現できるようサポートすることで、人が輝く、活力に満ちた産業振興都市づくりを推進します。
- 各産業において集積、蓄積された資源を活用し、産業間の連携、創出を促すとともに、商品の高付加価値化を推進します。
- 基幹道路網や港湾機能を活用し、物流ネットワークの強化を図ります。
- 三陸復興国立公園、早池峰国立公園を有する環境を生かし、自然景観を核とした見る観光に加え、「三陸ジオパーク」や「みちのく潮風トレイル」などの体験型観光、大型客船の寄港やFIT^{※1}を受け入れるインバウンド^{※2}対応を進め、多様な観光のニーズに対応する魅力ある「おもてなし観光」を推進します。

※1 FIT

海外個人旅行のこと。

※2 インバウンド

訪日外国人旅行のこと。

③ 地域における情報化

- 高度情報化に対応した情報通信基盤の充実を図ります。
- 市民にとって満足度が高く、質の高い行政サービスを将来にわたって提供できるよう取り組みます。

④ 交通施設の整備、交通手段の確保

- 産業、経済、医療、防災、地域活性化の基盤である都市間高速交通ネットワーク整備による物流機能強化やインバウンドなど交流人口の拡大を図ります。
- 市民生活の利便性の向上と少子高齢社会に対応した安全性の確保を基本とする生活幹線ネットワークの形成を図ります。
- 公共交通機関の利用促進、港湾施設との連携強化など総合交通体系の整備を図ります。

⑤ 生活環境の整備

- 市民の生命と財産を守る消防・防災体制の充実、交通事故や犯罪の防止による安全な市民生活の確保を図ります。
- 安全・安心な水の供給、生活排水の適正な処理など、快適な生活環境づくりを進めます。
- これまでの津波や高潮、風水害などの災害の経験を踏まえ、防災施設や情報伝達体制、強靱なインフラの整備などを図り、災害に強いまちづくりを進めます。
- 災害の記憶を風化させることなく後世に伝承していく取り組みを推進します。
- 森林、河川、海岸など地域が持つ豊かな自然環境を保全するとともに、景観に配慮したまちづくりに取り組みます。





○環境衛生の充実を図るため、ごみの減量化・資源化を進め、循環型社会を推進します。

⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

- 共に支え合う地域社会の中で、急速に進む少子高齢化に対応した保健・医療・福祉などの必要なサービスが必要な時に受けられる仕組みづくりを進め、健やかな生活が続けられるよう健康寿命の延伸に取り組みます。
- 児童・高齢者・障がい者福祉、子育てや生活困窮者支援、地域福祉活動、保健・医療サービスの充実を図ります。
- 人々が認め合い、支え合いながら、すべての市民が、生涯にわたって健康でふれあいのある生活を送ることができる地域づくりを進めます。

⑦ 医療の確保

- 共に支え合う地域社会の中で、急速に進む少子高齢化に対応した保健・医療・福祉などの必要なサービスが必要な時に受けられる仕組みづくりを進め、健やかな生活が続けられるよう健康寿命の延伸に取り組みます。【再掲】
- 児童・高齢者・障がい者福祉、子育てや生活困窮者支援、地域福祉活動、保健・医療サービスの充実を図ります。【再掲】
- 人々が認め合い、支え合いながら、すべての市民が、生涯にわたって健康でふれあいのある生活を送ることができる地域づくりを進めます。【再掲】

⑧ 教育の振興

- 今を生きる市民一人ひとりの多様な学びが、次世代に伝わり繋がっていくことを目指します。
- 誰もがその個性を伸ばしながら学び続けることができる生涯学習環境を整備します。
- 児童・生徒の「確かな学力、豊かな心、健康な体」を育み、社会を生き抜くための「生きる力」に繋げるよう学校教育の充実を図ります。
- 誰もがライフスタイルに応じた生涯スポーツに取り組める環境づくりとともに、各種競技スポーツの振興を図ります。

⑨ 集落の整備

- 集落の実情に合ったもので、施策ごとに有効な事業導入を進め、集落住民の生活環境の向上を図ります。

⑩ 地域文化の振興

- 地域の風土に培われてきた貴重な文化財を保存・活用し、後世に伝え残すための施策を展開します。
- 地域の歴史や芸術・文化への理解を深め、地元への愛着や誇りの醸成を図ります。





⑪ 再生可能エネルギーの利用の推進

- 脱炭素型社会の実現に向け、再生可能エネルギーの地産地消を推進します。
- 省エネルギー化を推進し、エネルギー総量の削減に取り組みます。
- 再生可能エネルギーの導入拡大により、地産電源の確保に取り組みます。
- 蓄エネルギーの導入拡大により、効率的なエネルギー利用、非常時のエネルギー確保に取り組みます。

(5) 持続的発展のための基本目標

総合計画に掲げる将来指標に沿って、基本目標を次のとおり掲げます。

ア 人口

誰もが、いつまでも、住み続けたいと思える環境をつくることにより、人口減少速度の抑制を図り、人口ビジョンで掲げた人口の確保を目指します。

区 分	2005年 (平成17)	2010年 (平成22)	2015年 (平成27)	2020年 (令和2)	2025年 (令和7)
国勢調査人口	63,588	59,430	56,676	50,369	-
社人研推計人口	-	-	-	-	46,113
人口ビジョン目標値	-	-	-	-	44,904

区 分	2030年 (令和12)	2035年 (令和17)	2040年 (令和22)	2045年 (令和27)	2050年 (令和32)
国勢調査人口	-	-	-	-	-
社人研推計人口	41,867	37,746	33,805	30,107	26,633
人口ビジョン目標値	41,309	37,800	34,422	31,173	28,078

イ 所得

所得の減少局面にあっても、整備が進む新たな交通ネットワークの活用や産業振興施策により、市民所得については、国民所得の水準を目標に取り組みます。





(参考) 市民一人当たりの分配所得の推移(令和4年度岩手県市町村民経済年報)

(単位:千円、%)

区 分	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年 (令和元)	2020年 (令和2)	2021年 (令和3)	2022年 (令和4)
宮古市	2,745	2,712	2,641	2,488	2,424	2,490
県平均	2,765	2,801	2,779	2,646	2,667	2,704
県内14市平均	2,706	2,555	2,694	2,565	2,575	2,607
国民所得	3,157	3,181	3,181	2,980	3,153	3,274
宮古市/県平均	99.3	96.8	95.0	94.0	90.9	92.1
宮古市/県内14市平均	101.4	106.1	98.0	97.0	94.1	95.5
宮古市/国民所得	86.9	85.3	83.0	83.5	76.9	76.1

ウ 市への愛着度・定住意向

郷土への理解や誇りなどを高めるような取り組みを推進し、「市への愛着度」「定住意向」の割合を80%まで増加させ、参画と協働のまちづくりを進めます。

(参考)市への愛着度・定住意向の推移(宮古市市民意識調査報告書)

区 分	2009年度 (平成21年)	2013年度 (平成25)	2018年度 (平成30)	2023年度 (令和5)
市への愛着度	70.0	74.2	68.0	65.4
定住意向	71.3	75.5	73.7	70.7

(6) 計画の達成状況の評価

総合計画において、施策や基本事業の成果及び達成度を明らかにするため、宮古市自治基本条例に定める行政評価を行い、適正な進行管理を図ることとしています。過疎計画は総合計画に沿って取り組みを進めることから、行政評価を過疎計画の評価とみなすこととします。

■行政評価の方法

- 翌年度の実施計画策定又は予算要求事務に先立ち実施します。
- 事務事業等の点検を行うとともに、当該点検結果を踏まえて評価表を作成します。
- 必要と認める施策について、宮古市行政評価委員会で外部評価を実施します。
- 行政評価は、毎年度の総合計画の実施計画及び予算編成に反映させます。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(8) 宮古市公共施設等総合管理計画との整合

本市では、公共サービス・公共施設等の規模の適正化により、公共施設等の効率的な施設管





理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図ることで、真に必要とされる公共サービスの提供を維持・確保していくため、「宮古市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。事業期間は、2017（平成29）年度から2026（令和8）年度までの10年間で、対象施設は、保有している全ての公共施設と、道路、橋りょう、水道等施設、下水道等施設及びその他の施設を加えた全てのインフラ施設です。

総合管理計画は、将来更新費用の削減目標や施設用途別の再配置の方向性、各施設の定量評価に基づく今後の検討の方向性を定めた「宮古市公共施設再配置計画（基本計画）」、各施設の具体的な展開（統廃合、複合化、建替え、民間活用など）を検討・決定した「宮古市公共施設再配置計画（実施計画）」に基づき基本方針を定めています。過疎計画における施設整備等は、総合管理計画の基本方針に基づき実施していきます。なお、過疎計画の各施策区分において、総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の該当項目と整合性を図ります。

ア 公共施設再配置の基本方針

- ・方針1：「複合利用の推進」「統廃合の推進」「新設の抑制」の3原則の下で公共施設の総量（延床面積）の削減を進めます。
- ・方針2：今後も活用する建物については、耐震性の確保、バリアフリー化の推進、脱炭素化に向けた省エネ性の向上、計画的保全による長寿命化等により、耐用年数を伸ばします。
- ・方針3：複合化や統廃合により生じた土地・建物の処分・有効活用を進めます。
- ・方針4：防災拠点の防災力を強化します。
- ・方針5：まちづくりや公共交通に対する施策と連携した再配置計画の策定を進めます。
- ・方針6：民間の活用や市民との協働により、効果的・効率的なサービス提供に努めます。
- ・方針7：全庁的な視点により公共施設マネジメントを推進します。

イ インフラ施設に関する基本方針

- ・方針1：機能保全に必要な財源の確保に努めます。
- ・方針2：インフラ施設の新設は段階的に抑制します。
- ・方針3：計画的な維持保全を実施し、財源の確保に努めます。
- ・方針4：長寿命化により将来の更新費用を抑制します。
- ・方針5：民間の活力を利用し、限られた予算で良質な行政サービスを提供します。





2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状

ア 移住・定住・地域間交流

- 本市の人口は、死亡数が出生数を上回る自然減と、若年世代を中心に転出者が転入者を上回る社会減の状態が続いています。
- 人口減少は、地域経済や地域コミュニティの衰退のほか、市の財政面への影響など、様々な問題を引き起こす要因となっています。
- 国内の都市等との交流は、青森県黒石市、秋田県大仙市、岩手県八幡平市、沖縄県宮古郡多良間村など、これまで行政や住民相互で、産業、教育、スポーツなど様々な分野で行われてきました。
- 「秋田・岩手地域連携軸推進協議会」や「本州四端協議会」など、様々な背景で結びついていた市町村と、地域資源を活かした交流、連携を推進し、産業振興など地域の発展に向けた取り組みを行ってきました。
- 海外の友好協力都市との交流は、中国山東省烟台市、フィリピン・ベンゲット州ラ・トリニダッド市との間で、医療、産業などの分野で行われています。2024(令和6)年度には、インドネシア・マナド市と人材の雇用に関する意向表明書を締結しました。
- 東日本大震災、「平成28年台風第10号」災害、「令和元年東日本台風」災害では、以前からの交流都市等から多大な支援をいただいたほか、これを契機に交流が始まった都市等もあり、交流、連携が復興の後押しとなりました。
- 本市における外国人住民登録者数は、2024(令和6)年12月末時点で172人となっています。また、外国人観光客入込数は、2023(令和5)年は4,224人でしたが、2024(令和6)年には6,344人と大幅に増加しています。本市で暮らす外国人が増え、多くの外国人が本市を訪れており、世界とつながる機会が増加しています。

イ 人材育成

- 価値観の多様化や人口減少など、地域が抱える問題も複雑化しており、協働のまちづくりを推進するために地域自治組織や市民活動団体が果たす役割が重要になっています。
- 防災、福祉、保健、防犯など地域自治組織が果たす役割は多岐にわたります。
- 高齢化の進展や若年世代の市外流出により地域内のつながりが希薄になってきているほか、市民活動を支える地域の担い手が不足しています。

(2) 課題

ア 移住・定住・地域間交流

- 関係人口創出のため、市の魅力を高めるとともに、それを全国に発信することで、市民の愛着度及び市外からの認知度を高める必要があります。
- 複業、リモートワークなど働き方が多様化している中で、移住希望者の傾向やニーズを把握し、本市の魅力的なしごとを構築、発信する必要があります。





- 地域おこし協力隊等の市外人材の受け入れを促進し、地域力の向上を図るとともに、若者世代を中心とした定住促進の取り組みを推進する必要があります。
- 他地域との交流を継続的に実施するため、交流事業への参加者確保や持続可能な事業の実施体制の構築が求められています。
- 外国人観光客、在住外国人の増加に対応するため、多様な文化、習慣に対する市民の理解と国際交流事業への市民の参加が求められています。

イ 人材育成

- 地域社会の結びつきを深める活動などによる地域コミュニティの活性化が必要です。
- 地域自治組織の活動を担うリーダーの育成が必要です。
- 市民活動団体が自立して活動できるよう支援が必要です。
- 市民一人一人の社会参画への意識醸成が必要です。
- 協働に対する市民の意識啓発とともに、変化する地域課題に対応していくために「提案事業制度」をはじめとした協働事業の推進が必要です。

(3) その対策

ア 移住・定住・地域間交流

① シティプロモーションを通じた関係人口・移住定住の推進

- 行政と市民が一体となって市の魅力を高めるとともに、その魅力を市内外に広く発信する取り組みを推進します。

② 移住定住の促進

- 移住希望者のニーズに合わせた多様なアプローチを行うため、移住者向けポータルサイトを地元高校生と連携して情報発信をするとともに、移住相談会等を活用したPRを推進し、移住定住促進への取り組みを実施します。
- 地域おこし協力隊の受け入れを推進し、地域力の向上を図るとともに、若者の移住・定住の促進を図ります。
- 結婚を希望する人や新婚夫婦を支援することで、市への定住促進を図ります。

③ 他地域との交流・連携の推進

- 姉妹都市等をはじめ経済・文化・歴史など様々な背景で結びついた他市町村と連携し、イベントの開催やインターネットの活用により、各地域が持つ資源の相互利用や魅力ある効果的な情報発信に取り組みます。

④ 多文化共生の推進

- 多様な文化、習慣を理解しあえるよう国際交流や多文化理解活動等を通じた多文化共生の地域づくりを推進します。





イ 人材育成

① 地域自治組織への活動支援

- 地域活動の拠点となる集会施設整備への補助など、地域のコミュニティ活動を支援します。
- 関係団体等と連携して研修会を開催するなど、活動の中心となる人材の育成を図ります。
- 地域コミュニティの組織運営のための助言、支援を行います。

② 地域の担い手の育成

- 地域でのイベント実施など、市民が主体となった取り組みを支援するとともに、地域の担い手の育成を図ります。

③ 市民活動団体への活動支援

- 市民活動団体の活性化と自立を図るため、活動などに対する支援の充実を図ります。
- 研修会などを開催し、市民活動への理解と参加する市民の増加を図ります。

④ 市民との協働の推進

- 市民協働の仕組みに関する情報を提供し、市民と市の相互理解を深めながら、協働事業の推進を図ります。

(4) 事業計画（令和8年度～令和12年度） 別冊のとおり





3 産業の振興

(1) 現状

ア 農業

- 本市の農業は、農家1戸あたりの耕作面積が少なく、水稻、野菜、果樹、花き、畜産などを組み合わせた「複合経営」と「多品目栽培」が特徴です。
- 東日本大震災津波、「平成28年台風第10号」及び「令和元年東日本台風」による被害からの復旧に伴い整備された再生農地では、営農が再開されました。
- 農業従事者の高齢化や担い手不足により、農家数の減少、耕作放棄地が増加している状況です。
- ニホンジカ、ツキノワグマ及びイノシシなどの鳥獣による農作物被害が拡大し、深刻な影響を及ぼしており、収穫量の減少による農業所得の減少のほか、耕作意欲の衰退による耕作放棄地の拡大が懸念されています。
- 農道や農道橋、農業用施設の整備に取り組んできましたが、老朽化による修繕、改修等の整備が求められています。

イ 林業

- 木材価格の低迷、地域林業の担い手不足、意欲ある山林所有者の減少、林業者の高齢化により手入れ不足の森林が増えています。
- 市内には、製材、合板、集成材等の木材加工業の工場が立地し、木材産業の集積化が図られており、合板製造業では、輸入材から国産材への材料転換が進み、地域林業の大きな供給先となっています。
- 間伐材や林地残材、木材加工の残材等が利用された木質バイオマス発電を行っています。
- 森林整備を進めるため、地域林政アドバイザーの支援を受けながら、集積計画策定を進める必要があります。施業には伐出のための路網の整備が必要です。
- 地域材を利用した住宅の建築数は減少傾向にあります。
- 木質バイオマスを燃料とした暖房について、二次燃焼機能付薪ストーブの導入が毎年進んでいます。
- 特用林産物(乾しいたけ)の生産者数は減少傾向にあるものの、生産量を維持しています。
- 木材・木製品製造業の主原材料は地域材であることから、地域の林業と密接な関係にあります。

ウ 水産業

- サケふ化放流事業や養殖漁業、栽培漁業など「つくり育てる漁業」を推進してきましたが、サケについては、回帰率の低迷により、漁獲量が激減しています。
- 船揚場など施設の老朽化が進行しています。
- 大型台風や急速に発達した低気圧による異常な高波で、漁港施設や養殖施設に被害が発生しています。





- 海洋環境の変化により、獲れる魚種が変わってきています。これまで獲れていた魚種の水揚量が減少し、魚価が高騰しています。原料単価の高騰により、水産加工業者等の経営は厳しさを増しています。
- 担い手不足により、漁業就業者数は減少しています。
- 宮古市魚市場への水揚げ後の流通加工については、鮮魚及び冷凍出荷などの一次加工での出荷が中心で、高付加価値の加工品が少ない状況となっています。
- 河川漁業においては、種苗放流やカワウ駆除の取り組みによる良好な河川環境により、遊漁者が増加しています。
- 水産加工業は水揚量の減少による原材料の高騰、輸出を含む販路減少により、厳しい経営状況に置かれている事業者もいます。

エ 工業

- 「モノづくり」産業への関心を育み、地域産業に活力を与えることを目的に、2022(令和4)年度から体験型イベント「しごとのお祭り みやこテクノフェスタ」を開催しています。
- 新規創業者等への家賃補助を制度化しています。
- 企業立地補助金の対象業種拡大や要件緩和を行い、新規立地、既存企業の工場増設を促進しています。
- 主力工業は、コネクタを主とする電子部品製造業、合板・集成材を主とする木材・木製品製造業、水産加工を主とする食料品製造業、金型部品を主とする生産用機械器具製造業です。
- 事業者が事業継続計画(BCP)を策定し、災害等からの安全を担保し仕事に取り組める環境整備が求められています。
- 製造業生産額は増加しています。
- コネクタ・金型産業は日本有数の産地であり、本市で最も製造品出荷額が多く、工場が集積しています。
- 木材・木製品製造業の主原材料は地域材であることから、地域の林業と密接な関係にあります。【再掲】
- 水産加工業は水揚量の減少による原材料の高騰、輸出を含む販路減少により、厳しい経営状況に置かれている事業者もいます。【再掲】
- 製造事業者は、食料品製造業が2024(令和6)年度と2025(令和7)年度に新規立地しました。このほか、既存企業の工場増設も進んでいます。
- 東日本大震災で被災し未利用地となっている土地について、産業用地として企業立地を促しています。

オ 商業

- 中心市街地では、商店街等各組織が連携し、賑わいと商店街の活性化を図る事業を展開しています。しかし、人口と来街者の減少等により、歩行者数が減少しています。また、宮古駅前に立地する市内最大の商業施設及び中心市街地の店舗の閉店や、事業承継者の不在等





により、地域商業団体が活動に苦慮している現状があります。

- ネットショッピング利用や市外の大型ショッピングセンターでの買い物など、購買行動の多様化により、市内での消費が減少しています。
- 人口減少や少子高齢化、後継者問題などの要因による廃業に伴い、中心市街地に限らず、空き店舗が増加しています。
- 宮古商工会議所による「創業スクール」が年2回開催され、市内の新規創業者及び創業希望者の人数は増加しています。
- 市道末広町線の無電柱化工事の完了により、歩行空間の確保が図られ、中心市街地の賑わい創出や地域の魅力向上につながるが見込まれます。

カ 観光

- 遊覧船の運航開始により、シートピアなあと等、出崎地区を中心とした観光拠点の活性化が図られています。
- 外国客船の寄港や、アフターコロナによるインバウンド来訪増加に併せて、キャッシュレス等の受入環境整備を推進しています。

キ 連携・高付加価値型産業

- 人材育成、企業・事業者支援、ネットワークづくり、情報提供などニーズに応じた事業を推進しています。
- 人口減少、少子高齢化により、従事者の確保、後継者不足などの課題を抱える事業者が増えています。
- 同業種や異業種間の連携、大学などとの産学連携に取り組む事業者が増えています。
- 市内の魚市場で、鮭・イカ・サンマなどの水揚げ数量が減少している中、海面養殖事業として2020(令和2)年度から水揚げされている「宮古トラウトサーモン」を中心に、商品の高付加価値化に取り組む事業者が増えています。
- 三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路、三陸鉄道リアス線の開通などにより交流圏が広がったことから、販路の拡大に取り組む事業者が増えています。
- ふるさと納税やECサイトを活用した販路の拡大に取り組む事業者が増えています。

ク 港湾

- 東日本大震災以降、復興関連資材等の取扱いにより一時的に増加したものの2020(令和2)年度に大きく減少し、その後大幅な増加はありません。
- 藤原ふ頭工業団地は、1999(平成11)年以降、新規の立地がありません。
- 2018(平成30)年度に宮古港と室蘭港を結ぶ岩手県初のフェリー航路が開設されましたが、2020(令和2)年度から休止となっています。
- 近年、外国クルーズ船の寄港が増加しています。2023(令和5年)には県内寄港史上最大となる17万t級の大型クルーズ船が寄港しました。
- 「リアスハーバー宮古」は海洋レクリエーション活動の拠点として利用されています。





ケ 雇用対策と労働者福祉

- 少子高齢化と若年層の市外流出に伴い、管内の人手不足が顕著に表れている一方、燃油・物価高騰等の影響による地域経済の停滞により、管内事業所の求人数は減少傾向にあり、求人倍率は低調に推移しています。また、新規高卒者のうち、管内就職者は減少傾向にあります。
- 地元定着のため、管内事業所から求職者や在職者の資格取得や職業訓練のニーズが高まっています。
- 高齢化社会が進む中、経験、知識が豊富な高齢者の労働者を活かすため、高齢者の雇用機会の需要がますます高まっています。
- 多様な人材の活用と、誰もが働きやすい職場の実現を目指し、子育て世代の就労支援や、障がい者雇用を進める必要があります。

(2) 課題

ア 農業

- 「複合経営」と「多品目栽培」による生産性の向上や地域条件を活かした高収益作物(重点品目・推進品目等)の生産拡大などによる農業経営の安定化が必要です。
- 復旧農地の安定した生産活動に対し、県・JAなどと連携した取り組みが必要です。
- 地域農産物の消費拡大のため、地産地消の推進や安全・安心な農産物の生産が必要です。
- 地域の農業を支える意欲と能力のある担い手の確保・育成が必要です。
- 耕作放棄地の増加は、病害虫の発生などで周辺農地へ悪影響を与えるほか、農地の持つ水源かん養機能や景観形成などで、市民生活にも大きく関わるため、遊休農地の発生防止と解消が必要です。
- 農業関連施設の整備や農地の有効活用による農業の生産性の向上や農家の生活向上が必要です。
- ニホンジカ、ツキノワグマ及びイノシシなどの鳥獣による農作物被害が拡大し、深刻な影響を及ぼしており、鳥獣被害防止対策の強化が必要です。

イ 林業

- 森林施業面積の拡大に伴い、作業道等路網の整備が必要です。
- 住宅等の建築に係る地域材の利用について、更なる促進が必要です。
- 未利用の森林資源の有効活用、木質バイオマスを利用した発電・熱供給を行う施設・サイクルの構築について、継続して検討する必要があります。
- 燃料として木質バイオマスを活用する場合、森林資源を伐出する人材の確保が必要となります。

ウ 水産業

- 安定的な生産を維持するため、海面養殖や陸上養殖を含めた「つくり育てる漁業」の更なる推進を図る必要があります。





- 水産物の陸揚げや漁船係留などの機能が低下しないよう、漁港機能の維持・保全が必要です。
- 大型台風や低気圧による異常な高波に備えた漁港の防災・減災機能の強化が必要です。
- 既存ストックを活用した漁港施設の多目的利用が必要です。
- 漁業者の減少や高齢化が進行していることから、作業の効率化・就労環境の改善が必要です。
- 漁業者や漁協の経営基盤の強化を図るため、資本整備の高度化、経営の近代化などを進める必要があります。
- 新規就業者が就業しやすい環境を整備し、漁業就業者を増やす必要があります。
- 地域水産物の付加価値を高めるため、水産加工業の高付加価値加工品の開発、ブランド化、販路拡大を支援する必要があります。
- 河川漁業については、種苗放流や環境保全などによって、資源の維持を図るとともに、カワウ対策を継続していく必要があります。

エ 工業

- 企業・事業者のニーズを把握し、関係機関と連携した情報提供や支援体制の継続が必要です。
- 人材育成と生産的な雇用や働きがいのある就労環境の整備が必要です。
- モノづくり産業の魅力を広く周知し、雇用拡大に繋げていくために、中高生向けに企業の認知度を向上させる取り組みが必要です。
- 体験型イベントなどを通じて、若年層に「モノづくり」の面白さや地元企業の魅力を伝えるなど、地元就職につなげる取り組みが必要です。
- 改善の参考となる異業種連携の促進、産学官連携の継続と、開発・改良による商品の高付加価値化への取り組みが必要です。
- モノづくりの技術力の底上げを図る取り組みが必要です。
- 新規創業へのサポート体制の充実が必要です。
- 地域産業の活性化のため、モノづくり産業の基盤整備に対する支援が必要です。
- 廃校舎等の市遊休財産を活用した企業立地に向けて、継続した取り組みが必要です。
- 企業立地補助金等の優遇制度の対象業種としている施設園芸、植物工場、水産養殖業及び情報通信業などの新たな業種の立地に向けて、継続した取り組みが必要です。
- 企業立地を促すため、企業のニーズに沿った新たな産業用地の整備が必要です。

オ 商業

- 事業者の経営の安定・強化と、平常時の来街者の増加を図るため、専門家による経営指導を行い、個店の魅力創出を図る必要があります。
- 中心市街地の商業・サービス業者が実施するにぎわい創出のイベント等を支援するとともに、中心市街地への新規創業を促進する必要があります。
- 小売店の廃業により、空き店舗が増加している地域に対しては、対策を講じる必要があります。





ます。

- 後継者対策として、事業承継を進める必要があります。
- 外国人来訪者の増加、外国客船の就航に伴うインバウンド対応や消費者動向から、更なるキャッシュレス決済の導入を推進する必要があります。

カ 観光

- 観光客の旅行意欲が回復している中で、訪問地に宮古市を選択してもらえるよう、他地域との差別化が必要です。
- 田老、新里、川井地区も含めた、観光資源の掘り起こしや磨き上げを行い、新たな体験型観光等の開発が必要です。
- 市内での観光消費額を増進させる施策が必要です。
- 観光客が減少する冬期間の集客につながるイベント等の充実が必要です。
- インバウンドの受入環境整備の更なる充実が必要です。

キ 連携・高付加価値型産業

- 企業・事業者のニーズを把握し、関係機関と連携した情報提供や支援体制の継続が必要です。
- 次世代を担う人材の育成と働きがいのある就労環境の整備が必要です。
- 異業種連携の促進、産学官連携の継続と、開発・改良による商品の高付加価値化への取り組みが必要です。
- 加工原料の輸出入、円安に乗じた加工食品の輸出の拡大をはじめ、海外をターゲットに取り組む事業者への支援が必要です。

ク 港湾

- 宮古港の取扱貨物量の増加を図るためには、港湾機能の強化による新たな貨物の確保や、フェリー航路の再開・新規開設が必要です。
- 宮古港を利用する企業の増加が必要です。
- クルーズ船の寄港は、広域市町村へもたらす効果が大きいことから、積極的なポートセールスの実施と、受入環境・態勢の充実が必要です。
- 海洋レクリエーションの振興を図るため、「リアスハーバー宮古」の更なる利用促進や出崎地区との機能連携が必要です。

ケ 雇用対策と労働者福祉

- 労働力確保のため、若者を中心とした宮古・下閉伊地域の方や市内外の新規学卒者等に対して地域産業の魅力を伝え、地元就職及びU・Iターン者の就業を促進することが必要です。
- 早期離職の防止や再就職を支援し雇用を確保するとともに、資格取得訓練や就職面談会などを通じた、子育て世代や障がい者、高齢者等の能力を活用できる雇用機会の拡大が必要





です。

- 市民ニーズにあった職業訓練を実施できるよう関連機関との連携が必要です。
- 勤労者福祉の活動支援及び勤労者の福利厚生などの充実や融資制度及び出稼ぎ互助会加入促進など制度内容の充実、周知による労働者福祉の充実が必要です。

(3) その対策

ア 農業

① 農畜産物の生産拡大

- 限られた耕地を有効利用するため、地域の特性を活かした農作物の生産拡大に向けた取り組みを支援します。
- 沿岸部、内陸部、高原地域ごとに「重点振興品目」「推進品目」「導入品目」を定め、関係機関・団体等による生産支援体制を強化するなど、自立できる農家の育成を図ります。
- 農薬や化学肥料を減らす取り組みと有機肥料の利用による安全で安心な農産物の生産を推進します。
- 優良な繁殖素牛の導入及び飼養管理に対する支援を行うとともに、公共牧場への放牧による飼料コストの低減、耕種農家との連携などにより、畜産農家の経営安定と生産拡大を推進します。

② 地域農産物の消費拡大

- 安定した生産や供給体制の確立を図るとともに、産地直売施設と消費者との交流の機会を確保することにより、産地直売施設などで地産地消を推進し、地域農産物の消費拡大を図ります。
- 田植え、稲刈りなど、季節ごとの農業体験を開催し、地域農産物の積極的なPRを行います。
- 地域農産物の消費拡大や付加価値を高めるため、新たな加工品開発の取り組みを支援します。

③ 担い手の確保・育成

- 各種補助事業の実施や研修会などの実施により、地域農業の担い手となる農業者や新規就農者に対する支援を行います。
- 意欲ある農業者を認定農業者として認定し、経営改善や能力向上に向けた活動を関係機関や団体と連携して支援します。
- 「地域農業経営基盤強化促進計画」の実践活動を支援し、地域の農業を担う者への農地の集積・集約化を促進します。

④ 農地の保全・活用

- 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度により、優良な農地の保全と有効活用を図るとともに、農地が持つ国土の保全や水源のかん養、洪水の防止などの多面的機能を維





持します。

- 耕作放棄地解消対策の実施と農地の集積・集約化を図るため、農地中間管理機構を利用して、農地の保全や再生利用を推進します。

⑤ 農村環境の整備

- 農道や農道橋の維持管理、機能充実を図り、農業生産基盤の整備を推進します。
- 農業用施設等の老朽化及び機能低下を補強し、持続可能な農業生産活動を推進します。

⑥ 鳥獣被害対策の推進と捕獲鳥獣の活用

- 宮古市鳥獣被害防止対策協議会と連携し、効果的な有害鳥獣被害対策に取り組みます。
- ジビエ(野生獣肉)の利活用を推進します。

イ 林業

① 計画的な森林整備の推進

- 計画的な森林整備を推進するため、森林経営計画の策定を推進し、施業の集約化や路網の整備などによる低コスト作業体制を確立するなど、森林所有者の行う森林整備活動を支援します。
- 森林所有者が経営管理を放棄した人工林について、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理法に基づき森林所有者から経営管理権を取得します。適切な森林整備を実施することにより未整備森林の解消を図ります。
- 専門職員がきめ細やかに森林所有者等を指導するとともに、低コスト造林の推進により再造林率の向上を図ります。
- 低コスト間伐の推進により間伐材利用を促進するとともに、立地等の条件不利な人工林については天然林化等を推進し、森林の公益的機能の維持を図ります。
- しいたけ等ほだ木の原木となるナラ類等の広葉樹資源の持続的な育成を推進します。

② 地域材の利用推進

- 林業成長産業化に向け、木材加工業の市場性の高い製品開発と流通拠点や加工施設の整備を支援します。
- 木材産業が集積している本市の特徴を最大限に生かすため、木材の地産地消を推進し、個人住宅や事務所等への地域材の利用を推進します。
- 個人住宅や事業所への二次燃焼機能付き薪ストーブ等の木質燃料を使用する暖房設備の導入を支援し、普及拡大に取り組みます。

③ 特用林産物の生産拡大

- 特用林産物の生産量を増大させるため、生産設備の整備等に対する補助と生産団体への研修事業を実施し、生産性と品質の向上を図ります。
- ほだ木の安定確保のため、育成天然林施業の推進や素材生産業者との連携などの対策を推





進めます。

- 産直施設や市内小売店での販売による地産地消を推進します。併せて県外向けの販路拡大に取り組みます。

④ 担い手の確保・育成

- 自ら経営を行う林業の担い手を希望する者(林業新規就業者)が、素材生産や原木しいたけ生産など林家で実施する研修に対し、支援を行います。
- 林業の成長産業化と森林の適切な経営管理を実現するため、担い手となる林業従事者の確保、育成が重要となることから、林業事業体に就職する林業従事者を、関係機関と連携して育成を支援します。

⑤ 森林づくり活動の推進

- 森林保育の重要性について市民の理解を深めるため、市有林等を利活用した森林・林業体験事業を開催するなど、市民による森林づくりへの参画の推進を図ります。
- 企業の行う森林づくり活動について、森林づくりへの貢献を希望する企業との連携を図ります。

ウ 水産業

① 生産の拡大

- 「つくり育てる漁業」の中心となる沿岸漁業を振興するため、養殖漁業の安定生産や前浜資源の維持増大の取り組みを支援します。
- 新たな養殖漁業として魚類養殖への取り組みを支援します。
- 水産資源の適正かつ徹底した管理による持続可能な遠洋・沖合漁業を支援します。
- 漁場環境の保全活動を支援します。

② 漁港・漁場・漁村の整備

- 漁業生産コストの低減や就労環境の改善を図るため、水産物の陸揚げ作業等の効率化・省力化に資する施設の計画的な整備を推進します。
- 水産物を安定的に供給するため、機能保全計画に基づく計画的な保全管理を推進します。
- 高波などの自然災害に備えた防波堤等の機能強化に取り組みます。
- 漁業体験や余暇活動の場として漁港施設等を活用するなど、漁港施設の多目的利用を推進します。
- 漁村の活性化を図るため、水産業の理解活動や新規就業希望者の受入れを行います。

③ 経営基盤の強化

- 漁業経営体の資本整備の高度化と経営の近代化を関係機関と連携して支援します。
- 漁業就業者の減少と高齢化に対応するため軽作業化を支援します。
- 養殖漁業の生産基盤である家族経営の存続とともに、協業体など新しい生産基盤の確立を





支援します。

④ 担い手の確保・育成

- 養殖漁業及び漁船漁業の新規漁業就業者に対する支援を行います。
- 関係機関と連携し、漁船漁業や水産加工業等への就業を促進します。
- 水産教育のセンタースクールとして、岩手県立宮古水産高等学校への養殖科新設に向けた取り組みを強化します。
- 岩手県立宮古水産高等学校への入学者を県外からも確保し、漁業の担い手候補として支援するとともに、宮古水産高等学校の存続に取り組みます。

⑤ 流通加工体制の整備

- 宮古市魚市場の経営戦略に基づき、魚市場経営の安定化を図ります。また、優良衛生品質管理市場として衛生管理を徹底し、高品質な地域水産物のブランド化を推進します。
- 水揚げが減少していることから、廻来船誘致活動を強化し、宮古市魚市場の水揚げ増大に努めます。
- 「安全・安心・本物」志向に応えるブランド戦略の支援や、水産物の生産から流通、加工までの一貫した衛生品質管理サプライチェーンの構築に取り組みます。
- 水産加工業が連携し、加工や原料の仕入れの効率化を図るなど、相乗効果による流通加工体制の強化を目指します。

⑥ 河川漁業の推進

- 淡水魚類の増殖と持続可能な河川漁業の振興を図ります。
- カワウの食害防除対策を支援します。
- 河川環境の回復を図り親しめる河川の創造に努めます。
- 稚魚放流や釣り大会など遊漁者の裾野を広げる取り組みを支援します。

Ⅱ 工業

① モノづくりの環境整備

- 人材育成、製品開発・改良、異業種連携など、関係機関と連携し、研修などを通じて事業者等を支援します。
- 企業訪問を積極的に行い、事業者等のニーズに応じた支援を図ります。

② モノづくり企業の立地と基盤整備の推進

- 地域産業の活性化のため、企業立地を推進します。
- 企業のニーズに沿った新たな産業用地の創出に向けた取り組みをします。





オ 商業

① 魅力ある商業活動の推進

- 地域密着型の商業の振興と消費者ニーズに配慮した買い物環境の整備を図るため、各個店の連携と魅力創出を図り、商店街の振興活動を支援します。
- 空き店舗の有効活用を促進するための事業を展開、支援します。
- 事業承継の検討事業者に対し、情報提供と相談支援を行います。
- 新規創業者に対する情報提供と創業への支援を行います。

② 経営基盤の強化

- 関係機関と連携し、事業者の経営の安定・強化のための融資制度や経営に対する指導・相談の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、後継者対策・事業所の存続のため、事業承継を支援します。

カ 観光

① 受入体制の整備

- 各地域の観光資源の掘り起こしや磨き上げを行い、新たな観光資源としての活用、開発を行います。
- 「宮古うみねこ丸」の発着場でもある出崎地区、展望台等を整備した月山など、施設整備を行った観光拠点の積極的な活用を図ります。
- 外国客船やインバウンドの受け入れのため、更なるキャッシュレス化の推進、通訳ガイドの研修強化、多言語対応案内表示、ピクトグラムも含め、多言語情報発信の拡充等を行います。

② 地域観光資源の活用

- 観光客誘致を目的とするイベント等の開催を支援します。
- 地域の観光資源の掘り起こしや磨き上げを行い、体験型プログラムの開発と活用を行います。
- 森川海の豊かな自然や地域の文化、三陸ジオパークの見どころ、みちのく潮風トレイルを活用した誘客宣伝を行います。
- 個人客に加え、教育旅行、団体旅行の誘致を図ります。

③ 観光情報の発信

- パンフレット、ホームページ、SNS等を活用した情報発信の更なる充実と、発信スピードの強化を図ります。
- 近隣地域からの誘客も図るため、岩手県民、宮古市民に対する地域観光資源、イベント等周知の充実を図ります。
- 宮古観光文化交流協会、三陸復興国立公園協会、三陸ジオパーク推進協議会等の観光関連外部団体と連携した情報発信を行います。





キ 連携・高付加価値型産業

① 産業支援体制の充実

- 積極的な企業訪問により、事業者等のニーズを把握し必要に応じた支援を図ります。
- 人材育成、製品開発・改良、異業種連携など、関係機関と連携し、研修や必要に応じた情報提供などを通じて事業者等を支援します。

② 食産業の支援

- 事業者等が行う生産性の向上や販路拡大と新規顧客の獲得を支援します。

ク 港湾

① 取扱貨物量の拡大

- 宮古港利用促進協議会を中心に、県等と連携し、船舶会社や港湾を利用する企業に対して、宮古港の優位性であるアクセスの良さ、上屋と野積場などの港湾施設をセールスポイントとした効果的なセールスやセミナーを実施し、貨物量の増加を図ります。
- 宮古港フェリー利用促進協議会を中心にポートセールスを実施し、フェリー航路の再開・新規開設を目指します。

② 港湾の活用

- 港湾利用型企業の誘致を図ります。
- 港湾の利活用と観光振興につながるクルーズ船の誘致に取り組むとともに、受入環境・態勢の充実を図ります。
- 公民一体となって、「リアスハーバー宮古」を核とした海洋レクリエーションの振興を図ります。

ケ 雇用対策と労働者福祉

① 雇用の促進

- 新規高校卒業者の管内就職を支援するため、宮古公共職業安定所や宮古管内市町村、県地域振興センター、学校等で組織する宮古地域雇用対策協議会などの関係機関と連携し、雇用の場の確保に努めるとともに、管内企業の認知度を向上させる取り組みなどを実施します。
- 宮古公共職業安定所と連携し、求人情報の提供や就業に関する支援事業を行い、求職者の就業を促進します。また、U・Iターン希望者を対象に、情報提供を行います。加えて、子育て世代への就業・再就職支援について情報発信を行います。
- 企業への雇用奨励及び再就職希望者への支援を行い、安定的な就業を促進します。
- 宮古市シルバー人材センターに対して支援を行い、高齢者の雇用機会の充実を図ります。
- 宮古職業訓練センターを職業訓練の拠点として、市民ニーズに応じた訓練内容の充実を図ります。
- 岩手県立宮古高等技術専門校で行っている人材育成を、関係企業や関係団体と連携し支援





します。

② 若者に魅力のある職場づくりへの支援

- 地元出身の若者が地域産業に対する理解を深めるとともに、地元就職に対する魅力の向上を図ります。
- 管内事業者及び雇用関連機関との連携を強化し、就職面談会やインターンシップ等を実施することにより、若者が就職しやすい環境を整備します。
- 市外、県外に進学、もしくは宮古市へのU・Iターンを考えている若者に対し、就職活動に対する負担を軽減するため、市内での就職活動に対する支援を実施します。
- 新入社員を対象とした管内事業所の合同研修会を実施し、「地域同期」のコミュニティを育成することで、若者のキャリア形成支援や企業への定着を促します。

(4) 事業計画（令和8年度～令和12年度） 別冊のとおり

(5) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 事業内容

上記(3) その対策及び(4) 事業計画のとおり

なお、広域で取り組むことでより一層の効果が見込まれる事業について、県及び県内各市町村と連携して実施します。





4 地域における情報化

(1) 現状

ア 情報通信

- 地上デジタルテレビ放送の視聴環境は、老朽化したテレビ共聴施設の改修を支援することにより維持されています。
- 携帯電話、スマートフォンは広く普及しており、不感エリアの解消により、利用者の利便性の向上、緊急時の連絡手段の確保が求められています。
- 東日本大震災後、復興関連情報を提供するため、臨時災害ラジオ放送局を立ち上げました。その後、市民に被災者支援情報、復興関連情報、市政情報などを提供するため、市がエフエムラジオ放送施設を整備し、2013(平成25)年8月に宮古エフエム放送(株)が運営を開始して、市民に対し広く情報を発信しています。

イ 行財政システム

- 財政調整基金は減少傾向、実質公債比率は上昇傾向ですが、2022(令和4)年度まで目標値は達成し続けています。
- 本市の業務の実態を把握するため2022(令和4)年度に「全庁業務量調査」を実施したところ、年間作業時間が10万人以上の都市と同等の業務量であることが明らかとなっています。
- 事務処理の効率化、内部情報の共有化を図るため、住民情報、財務会計、庁内LANなどをシステム化しています。
- 市民サービスの向上を図るため、オンライン申請や公共施設予約システムの導入、公式LINEアカウントの市民ポータル化、デジタルデバイド(情報格差)解消のためのデジタル講座の開催などに取り組んでいます。
- 庁内運営の効率化を図るため、人工知能(AI)やロボットによる業務自動化(RPA)などのデジタルツールの導入、ペーパーレス化や電子決裁導入などの行政事務の電子化に取り組んでいます。
- 行政手続の実態を把握する手続アセスメントの実施により、書面規制、対面規制、添付書類などの課題が明らかとなっています。

ウ 市民との情報共有

- 市では、広報紙、ホームページやLINE、フェイスブックなどのソーシャルメディア、コミュニティエフエムを活用して、行政情報、生活情報など様々な情報を発信し、市民との情報の共有を図っています。
- 「市長への手紙」のメール受け付けなど、市民からの提言や要望を出しやすい環境にしており、市民の声を広く聞くことができ、市政への反映につながっています。
- 市民の知る権利を尊重し、情報公開制度により市が保有する情報の共有を図っています。





(2) 課題

ア 情報通信

- 地上デジタルテレビ放送は、市内の全世帯で視聴可能です。テレビ共聴組合を組織している地区では、組合員数の減少や施設の老朽化が進んでいる地区があり、計画的な支援が必要です。
- 携帯電話、スマートフォンについては、居住区域だけではなく、「緊急輸送道路」に位置付けられている宮古盛岡横断道路及び国道340号全線(トンネル含む)に渡る不感エリアの解消が必要です。
- コミュニティエフエム(みやこハーバーラジオ)は、開局から12年が経過し市民に定着しています。引き続き、設備の適切な維持管理を図ります。平時の番組の充実と有事の際の確実な割込み放送を行い、「まちのエフエム」として企業価値を高めていく必要があります。

イ 行財政システム

- 予期せぬ収入の減少や支出の増加に備え、引き続き適正な規模の財政調整基金残高を確保することが必要です。
- 「全庁業務量調査」を踏まえ、本市の業務量が本市と人口規模が類似の地方公共団体並みとなるよう、BPR^{※1}を推進する必要があります。
- BPRを進めるうえでは、部分的なデジタルツールの活用に留めることなく、業務プロセス全体の見直しを行い、業務の最適化を図ることが必要です。
- 各システムの適切な管理、制度改正・業務の標準化や共通化への迅速な対応が必要です。
- 各種調査により明らかとなった課題の解決を図るため、導入したデジタル技術の一層の活用拡大が求められます。
- デジタル化した行政サービスの利用を促進するため、デジタルデバインド(情報格差)の解消を図る必要があります。
- 少子高齢化に伴う税収の減少、また扶助費の増加により、公共施設の整備、維持管理に充てる財源の確保は今後ますます厳しくなることが見込まれます。

※1 BPR

Business Process Re-engineeringの略、業務改革の意

ウ 市民との情報共有

- 広報紙をはじめ、ホームページやLINE、フェイスブックなどのソーシャルメディアでは、分かりやすく、見やすいなど、市民に伝わる情報発信が必要です。また、コミュニティエフエムは市民に親しまれ、地域に密着した情報発信が必要です。
- 市内外へ市の魅力を発信し、定住促進や観光客などの交流人口の増加につなげる必要があります。
- 市の保有する情報の公開を一層進めることで、市の活動を市民に説明する責任を果たすとともに、公正で開かれた市政の推進を図ることが必要です。





(3) その対策

ア 情報通信

① 情報通信網の整備促進

- 携帯電話不感エリアを解消するため、各事業者に働きかけ、国の補助制度を活用した施設整備に取り組みます。
- 老朽化したテレビ共聴施設の改修を支援し、地上デジタルテレビ放送が受信できる環境を維持します。
- コミュニティエフエムは、適切な維持管理を行います。
- AM・FMラジオ放送は、各地域の電波受信状況を調査し、難聴取地域解消と聴取環境維持について放送事業者へ働きかけます。

イ 行財政システム

① 行財政運営の効率化

- 「全庁業務量調査」の結果を踏まえ、業務プロセス全体の見直しを行い、業務の最適化を図ります。

② 各システムの導入・運用

- 各システムを適切に管理するとともに、制度改正に迅速に対応します。

③ デジタル技術の推進

- 手続アセスメントの結果を踏まえ、書面規制、対面規制、添付書類の見直しを行い、手続の最適化を図ります。
- 手続の最適化、業務の最適化と併せてデジタル技術の活用を推進し、市民サービスの向上と庁内運営の効率化を図ります。
- デジタルデバイド(情報格差)の解消を図るため、デジタル講座を開催します。

ウ 市民との情報共有

① 広報の充実

- 行政情報を正確にわかりやすく簡潔に伝えるとともに、地域の情報や市民活動の特集記事を掲載するなど、引き続き、市民に親しまれる広報紙を作成します。
- 事業者と連携し、「まちのFM」であるコミュニティエフエム放送を通じ、市民に親しまれ、地域に密着した各種情報などを発信します。
- ホームページは見やすく、必要な情報にたどり着けるものとし、LINE、フェイスブックなどのソーシャルメディアも活用しながら最新の情報を発信します。
- 定住促進や観光客などの交流人口の増加につながる情報を発信します。

② 広聴の充実

- 「市長への手紙」などの広聴制度の周知を図るとともに、利用しやすい環境づくりに取り組





み、提言に対する公表を行います。

③ 情報の公開

○市民から開示請求があった場合は、情報公開条例を適正に運用し、市が保有する行政文書の開示等の対応をします。

(4) 事業計画（令和8年度～令和12年度） 別冊のとおり





5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状

ア 都市間道路交通網

- 「宮古盛岡横断道路」が2021(令和3)年3月28日、「三陸沿岸道路」が2021(令和3)年12月18日に全線開通し、移動時間の大幅短縮に伴う観光圏域の拡大や、広域的な道路ネットワークの利便性・安全性が向上したことにより、地域産業や経済の活性化が図られています。
- 「三陸沿岸道路」の開通後に見えてきた新たな課題(通行止めの頻発、休憩施設の不足、ICの利便性向上など)の解決を図る必要があります。田野畑CB^{※1}へのIC整備が2025(令和7)年12月に、津軽石PAの休憩施設(トイレ)設置が2026(令和8)年1月に完了し、現在、洋野種市IC、山田北ICのフル化の事業が進められています。
- 「宮古盛岡横断道路」においては、2020(令和2)年度に「田鎖墓目道路」、2021(令和3)年度に「箱石達首部道路」が事業化となり、整備が進められています。
- 「国道106号」は、「宮古盛岡横断道路」として事業が進められましたが、全線高規格化の計画はなく、現道「国道106号」を活用した区間が残っている状況です。
- 国道340号は2020(令和2)年度において「押角峠工区(押角トンネル)」が完成し、また、同年、押角トンネルより南側の「和井内押角工区(延長1.7km)」が事業化となりました。残り約2kmの未改良区間は事業化となっていません。
- 「主要地方道重茂半島線」は、東日本大震災の災害を踏まえ「復興関連道路」として位置付けられ、「堀内津軽石地区」「熊の平堀内地区」「里地区」「千鶏地区」「石浜地区」「川代地区」「大沢浜川目(山田町)」の7地区について道路改良事業を実施し、2020(令和2)年度までにすべての工区について供用開始されました。一方、未改良区間では、「令和元年東日本台風」により道路が寸断されるなど大きな被害が発生し、一部地域が一時孤立状態となりました。このため、市では未改良区間の安全性向上に向け、一部拡幅や線形改良など段階的な部分改良について、岩手県へ協議・要望を進めているところです。
- 「主要地方道紫波江繋線、大槌小国線」は、各地域を結ぶ峠において、狭隘かつ急カーブが連続し、車両のすれちがいに支障を来す箇所があり、待避所の設置、部分的な拡幅整備や土坂トンネルの整備が必要です。大槌山田紫波線道路整備促進期成同盟会(事務局：大槌町)において、本2路線の整備について要望活動を行っていますが、未だ事業化には至っていません。

※1 CB

チェーンベース：チェーン着脱場

イ 市内道路交通網

- 市内幹線道路及び生活関連道路について、改良や舗装等の整備を計画的に実施しています。
- 橋梁等道路施設の長寿命化について、2019(平成31)年3月に策定した橋梁・トンネ





ルの長寿命化修繕計画を2024(令和6)年12月に改訂し、修繕計画に基づき補修工事等を実施しています。

- 豪雨等により浸水被害が頻発している地域や、「平成28年台風第10号」及び「令和元年東日本台風」にて浸水被害が発生した地域について、2022(令和4)年2月に「宮古市雨水対策施設整備計画」を策定し、計画に基づき事業を実施しています。また、河川氾濫被害が発生した地域やおそれのある地域について、河川浚渫、護岸整備工事等を実施し、被害発生を抑制を図っています。

ウ 農林道

- 農林道の整備に取り組んできましたが、老朽化による修繕、改修等の整備が求められています。
- 農林道は、農林業の生産基盤として重要な役割を果たすとともに、市道等と連絡するなど、地域の道路網の一部として欠くことのできない生活基盤の一つです。これまでの過疎対策等により、その整備は大きく進みましたが、今後も継続して整備を進める必要があります。

エ 公共交通

- 本市の公共交通は、JR山田線、三陸鉄道リアス線、路線バス、地域バス及びタクシーによって構成されています。そのほかに、スクールバスや患者輸送バスなどにより公共交通が補完されています。
- 本市の公共交通(鉄道・路線バス(106急行バス含む)・地域バス接続型デマンドタクシー・共助型交通等)のカバー人口は48,380人(2020(令和2)年度国勢調査を基に算出)であり、カバー率は96.1%になっています。公共交通カバー圏に居住する人の中にも、公共交通の運行ダイヤや地形的な要因により公共交通にアクセスしにくい人がいることから、潜在的には3.9%以上の人が公共交通を利用しにくい状況にあることが想定されます。
- 三陸鉄道や路線バスは、市等の財政支援によって支えられています。本市が鉄道とバス交通に対して財政負担している金額は、2023(令和5)年度には約3.2億円となっています。これは市民一人当たりが約6,800円を負担していることに相当します。
- 公共交通の利用者は、人口減少、少子高齢化、マイカー利用の増加などにより減少しています。

(2) 課題

ア 都市間道路交通網

- 「三陸沿岸道路」の開通後に見えてきた新たな課題(通行止めの頻発、休憩施設の不足、ICの利便性向上など)の解決のための機能強化が必要です。
- 宮古盛岡横断道路の「田鎖臺目道路」「箱石達曾部道路」の整備促進が必要です。
- 宮古盛岡横断道路の計画路線全線にわたる高規格化及び指定区間編入が必要です。
- 国道340号の事業化区間「和井内押角工区」の整備促進、未改良区間の早期事業化が必要





です。

- 主要地方道「重茂半島線」の未改良区間の早期事業化が必要です。
- 主要地方道「紫波江繋線」及び「大槌小国線」における土坂トンネルを含む未整備区間の早期事業化が必要です。

イ 市内道路交通網

- 市内幹線道路及び生活関連道路の整備について、2020(令和2)年度に策定した「宮古市道路等事業10ヵ年整備計画(R2~R11)」に計上している事業のうち、2024(令和6)年時点で未着手事業が13事業あり、個々の事業内容や着手優先順位などの見直しを検討する必要があります。
- 長寿命化修繕計画の年度毎計画の策定・見直しにあたっては、定期点検の実施結果を踏まえ、年度毎の実施箇所数や事業量に偏りが生じないように調整を図る必要があります。
- 「宮古市雨水対策施設整備計画」に計上している計画施設は、個々の事業規模が増大であり、完了までの計画期間も長期に渡ることから、対象地域全体の浸水被害の抑制効果を早期に発現するため、実施箇所の優先順位を踏まえつつ、対象地域の対策実施内容の細分化を図り、早期に効果を発揮できる対策を実施していく必要があります。

ウ 農林道

- 農林道の修繕、改修等について、引き続き整備が必要です。

エ 公共交通

- 広い市域での効率的な輸送体系の構築について、利用状況や市民のニーズを把握したうえで検討していくことが必要です。
- 公共交通が使用しにくい地域については、地域の特性に合わせ、行政だけではなく市民と一緒に持続可能な移動手段の確保のあり方を検討し、改善を図ることが必要です。
- 地域に必要とされる公共交通モードとするため、市民議論を喚起していく必要があります。
- 利用環境の改善を図るため、バリアフリー化などによる施設の改善及び施設の適切な維持管理が必要です。
- 鉄道へのICカードや割引制度の導入など利用者が利用しやすい環境や制度について検討する必要があります。

(3) その対策

ア 都市間道路交通網

① 三陸沿岸道路の機能強化

- 「三陸沿岸道路」の休憩施設の設置やICの利便性の向上など機能強化について、沿線自治体と一体となって国に働きかけます。





② 宮古盛岡横断道路の整備促進

- 「宮古盛岡横断道路」の事業化区間「田鎖墓目道路」及び「箱石達曾部道路」の早期完成について、国に働きかけます。

③ 一般国道の整備促進

- 宮古盛岡横断道路(国道106号)の全線高規格化及び指定区間の編入について国や県に働きかけます。
- 国道340号「和井内押角工区」の早期完成と未改良区間の早期事業化について県に働きかけます。

④ 主要地方道・一般県道の整備促進

- 主要地方道重茂半島線の未整備区間における段階的整備の早期事業化を県に働きかけます。
- 主要地方道大槌小国線の土坂峠地区のトンネル化を県に働きかけます。
- 主要地方道紫波江繋線「大畑～タイマグラ間」の事業化を県に働きかけます。

イ 市内道路交通網

① 市内幹線道路の整備

- 国道や県道などの幹線道路と接続する主要な市道の整備を推進し、機能的に結びついた市内幹線道路ネットワークを構築します。
- 産業施設や観光地へのアクセス道路を整備することにより、経済活動の促進と観光客等の交流人口の拡大を図ります。

② 生活関連道路の整備

- 地域の道路利用状況に応じ、拡幅や線形改良により利便性の向上と円滑な通行の確保を図ります。
- 通学路等の安全を確保するため、歩道等の交通安全施設の整備を促進します。

③ 道路施設の長寿命化

- 橋梁及びトンネル等の道路施設について、計画的な修繕を行い、予防保全型管理によりコスト縮減を図りながら施設の長寿命化を図り、適切な維持管理を行います。

ウ 農林道

- 農業集落道や林業の整備促進により、農林産物の輸送、農林作業の効率化を図るとともに、集落住民の生活道としての活用を視野に入れた農林道網の整備促進に努めます。

エ 公共交通

① 鉄道の確保・充実と利用促進

- 三陸鉄道の計画的な施設・設備の整備を図り、安全・安定運行に資するため、県や沿線市町





村と一体となって支援します。

- JR山田線について、利用者が安心して利用できるよう、JR東日本に働きかけます。JRでの対策と併せて、有害鳥獣駆除対策など安全安定輸送の実現に向けて取り組みを進めます。
- 県や沿線市町村、関係団体、地域住民と連携し、鉄道の利用促進を図ります。
- バリアフリー化などによる施設の改善及び施設の適切な維持管理により、利用環境の改善を図ります。

② バス路線の確保・充実と利用促進

- 公共交通衰退の悪循環に歯止めをかけるため、路線バスの運行経費への助成など、一定レベルの公共交通を維持するための支援を行います。
- 路線バスの運行経費への支援にあたっては、既存バス路線の検証・見直しと併せて取り組むことで、効率的・効果的な支援を行います。
- バス事業者、関係団体、市民、市が一体となって路線バスの利用促進を図ります。

③ 生活に応じた交通モードの導入

- 公共交通が利用しにくい地域で地域バスを運行することにより、市民の移動手段の確保を図ります。各地区に交通結節点を設定し、幹線交通との乗り換えに配慮します。
- 定時定路線による運行だけでなく、利用者の需要に応じて運行する交通モードの導入も視野に入れて移動手段の確保を図ります。
- 地域バスの停留所まで移動が困難な方を対象に、タクシー車両を用いたデマンド交通の運行を行います。
- 地域住民が協力し移動手段を確保する「地域共助型」の生活交通を推進し、運行体制の構築や運行経費を支援します。
- 患者輸送バスについて、誰もが利用できる交通モードとすることで、利便性向上を図ります。
- 公共交通が利用しにくい地域において、地域の特性や地域住民のニーズを踏まえ、移動手段の確保を図ります。

(4) 事業計画（令和8年度～令和12年度） 別冊のとおり





6 生活環境の整備

(1) 現状

ア 水道施設

- 本市の水道は、1952(昭和27)年の給水開始から70年以上が経ち、水道施設が老朽化しています。
- 安全で安心な水を安定的に供給するためには、水道管や浄水場などの水道施設を、計画的に耐震化・維持管理する必要があります。
- 人口減少による水道料金の減収や、施設更新費用の増大により、経営が厳しくなっています。
- 水質検査を直営で行い、飲用水としての安全性を確認しています。

イ 下水道処理施設

- 公共下水道は、1988(昭和63)年の供用開始から35年以上経過し、下水道施設の老朽化が始まっています。
- 集落排水施設(墓目地区農業集落排水施設、千鷲・石浜地区漁業集落排水施設)の整備が完了し、水洗化の促進を図っています。
- 公共下水道、集落排水施設の整備区域以外においては、市営浄化槽の整備を進めています。
- 「平成28年台風第10号」、「令和元年東日本台風」等により、一部の地域で浸水被害が発生しました。

ウ 廃棄物処理施設

- 資源の浪費、環境破壊を防止するため、廃棄物の減量化・資源化が求められていますが、市民一人あたりのごみ排出量は県内市町村の中でも高い割合で推移しており、リサイクル率は県内平均を下回っています。
- 減少傾向はみられるものの公共の場や他人の土地にごみを捨てる不法投棄が後を絶たない状況となっています。
- 大気、河川や海域などの環境は概ね良好に保たれています。
- 開発事業等の増加や海洋プラスチックなどの海岸漂着物により、生態系を含めた自然環境への影響が懸念されています。

エ 火葬場

- 2007(平成19)年4月に開設した「みやこ斎苑」には、火葬炉が4基設置されており、年間約900件の火葬を行っています。
- 「みやこ斎苑」の火葬業務を安定的に行うため、年1回火葬炉の保守点検を行っています。

オ 消防施設

- 本市における火災の発生状況は、建物火災が多くそれに占める住宅火災の割合が高くなっ





ています。

- 火災の発生原因別にみると失火によるものが依然として高い割合を占めています。
- 本市における消防団員数は、年々減少しており、危機的状況にあります。
- 本市における救急出動件数は、健康寿命の延伸や市民意識の変化等に伴い減少傾向でありましたが、高齢化の進行により緩やかに増加しています。

カ 防災施設

- 本市は、その地域特性から地震、津波、高潮、風水害、土砂災害などの多様な災害の危険性を有しています。
- 東日本大震災や「平成28年台風第10号」、「令和元年東日本台風」による被災の経験から、施設を整備するハード事業と、円滑な避難方法、防災教育、災害教訓の伝承や情報発信などのソフト事業による防災対策を組み合わせ、被害を最小限にしていけることが求められています。
- 市民を取り巻く社会環境の複雑多様化及び国際情勢の変化等に伴い、様々な分野において危機管理体制の必要性が高まっています。
- 本市の防災士認証登録者数は581人(2024(令和6)年度現在)です。

キ 住環境

- 市営住宅は市内に44団地1,497戸(うち、災害公営住宅は18団地563戸)が整備されており、入居率は69.6%(うち、災害住宅入居率は91.3%)(2025(令和7)年4月1日現在)となっています。
- 本市の世帯数に対する市営住宅管理戸数の割合を見ると6.7%となっており、本市を除く県内13市平均の2.6%を大きく上回っています。
- 災害公営住宅を除く市営住宅は934戸中415戸が耐用年数を経過しており、老朽化が進んでいます。
- 2023(令和5)年の住宅・土地統計調査の結果によると、市内には約15,820棟の木造住宅があり、うち耐震性を有する住宅は12,820棟あまりで、耐震化率は約81.0%となっています。
- 住宅・土地統計調査の結果によると、空き家は2018(平成30)年の3,640戸(14.3%)から2023(令和5)年の5,470戸(22.2%)と、戸数、空き家率ともに増加しています。
- 公園や緑地は、市民の憩いの場として活用されています。

(2) 課題

ア 水道施設

- 安定した水を供給するためには、老朽化した水道管や浄水場などの耐震化や更新が必要です。
- 施設のダウンサイジング^{※1}等により、維持費用の縮減が必要です。





○集中監視システムの改良・更新などによる機能強化が必要です。

※¹ ダウンサイジング

施設能力の余剰分を統廃合すること。

イ 下水道処理施設

○老朽化が進んでいる公共下水道、集落排水施設の修繕、更新が必要です。

○公共下水道等の整備区域外では、浄化槽の設置促進が必要です。

○公共用水域の水質を保全し、衛生的な水環境とするため、水洗化率の向上を図る必要があります。

○公共下水道区域内の雨水浸水対策を進める必要があります。

ウ 廃棄物処理施設

○ごみの減量化・資源化を進めるためには、市民意識の向上を図ることが重要であり、併せてリサイクル率の向上を推進する取り組みが必要です。

○不法投棄の防止に向け、廃棄物の適正処理に対する意識啓発が必要です。

○大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などの公害を防止し、身近な生活環境を良好に維持する必要があります。

○開発事業等による自然環境への影響を抑制する必要があります。

エ 火葬場

○「みやこ斎苑」の火葬業務を安定的に行うため、火葬炉の計画的な改修が必要です。

オ 消防施設

○火災の予防は一人ひとりの防火意識によるところが大きく、こうした市民意識の高揚とともに、住宅防火対策の推進が必要です。

○地域防災の主体である消防団は、団員の減少、高齢化及び就業形態の変化などに対応するための活性化が必要です。

○救急業務は多様化・複雑化してきています。救命率の向上を図るため救命技術を向上させ救命の連鎖を構築することが必要です。

カ 防災施設

○大規模な地震や津波、台風等の災害による被害を軽減するため、防災基盤の整備や情報伝達体制の維持・拡充が必要です。

○災害対策として、減災の考えに基づいたハードとソフト両面の手法を組み合わせた多重防災型まちづくりの推進が必要です。

○災害の教訓を風化させることなく、後世に伝承していくことが必要です。





- 「自助」「共助」「公助」の有機的な連携による総合的な防災対策の充実が必要です。
- 防災士の活用とスキルアップが必要です。

キ 住環境

- 今後の人口減少に伴う市営住宅需要の減少や施設の老朽化を踏まえ、管理戸数の適正化と良好な市営住宅ストックの維持を図る必要があります。
- 1981(昭和56)年以前の耐震基準で建築され、耐震性に不安のある木造住宅が3,000棟あまりあることから、市民の生命、財産を地震から守るため、住宅の耐震化に対する意識を啓発するとともに、住宅の耐震改修工事を支援し、耐震化率の向上を図る必要があります。
- 空き家が管理不全の状態とならないよう適切な管理を促進するとともに、有益な資産として利活用を促進する必要があります。
- 公園や緑地は、子どもから高齢者まで誰もが安全で快適に利用できる場とすることが必要です。

(3) その対策

ア 水道施設

① 水道施設の整備・更新

- 水道管や浄水場などの水道施設について、耐震化や更新を計画的に進めます。
- 施設のダウンサイジングや、集中監視システムの改良・更新などにより機能強化し、維持管理費の縮減に努めます。

イ 下水道処理施設

① 公共下水道、集落排水処理施設の整備・更新

- 処理場、ポンプ場等の維持管理により、老朽化の状況を把握し、機械設備・電気設備等の修繕・更新を計画的に行います。

② 浄化槽の整備

- 公共下水道、集落排水施設の整備区域外での浄化槽の設置を促進します。

③ 水洗化の促進

- 衛生的な生活環境の向上のため、公共下水道、集落排水区域の水洗化を促進します。

④ 雨水浸水対策の推進

- 雨水浸水対策として、雨水ポンプ場の整備を進めます。

ウ 廃棄物処理施設

- 4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)の取り組みを推進するとともに、き





れいなまち推進員による監視巡回指導を強化し、市民の廃棄物の適正処理に対する意識啓発を図ります。

- 生活環境に影響を及ぼす事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の発生を防止するため、事業者との公害防止協定に基づく監視を行います。

エ 火葬場

- 「みやこ斎苑」火葬炉の保守点検を定期的に行うとともに、点検の結果に基づいて計画的に改修を行い、安定的な火葬能力の維持を図ります。

オ 消防施設

① 防火意識の普及

- 火災を防止するため、事業所や家庭における防火意識の高揚を図るとともに、消火器や住宅用火災警報器などの普及啓発を図ります。

② 地域の消防力の向上

- 消防屯所の維持、消防水利の整備と消防設備の更新と改善を図ります。
- 消防団の充実強化のため、団員の処遇改善や地域住民、被雇用者、女性が参加しやすい活動環境の整備を進めるとともに、地域住民、事業所の消防団活動への理解促進などにより団員の確保を図ります。
- 講習や訓練などを通じて団員の技術の向上を図ります。

③ 消防・救急体制の整備

- 消防・救急の充実を図り、体制を維持します。
- 多様化・複雑化する救急業務に対応し、救命率向上を図るための市民による応急手当の充実等の施策を支援し、救命の連鎖の構築を図ります。

カ 防災施設

① 防災体制の整備

- 災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するための防災活動拠点施設や、的確かつ円滑な避難誘導を行うための誘導標識や避難路などを整備するとともに、適正な維持管理を図ります。
- 津波や高潮、土砂災害、河川や内水氾濫などの対策のための施設整備を関係機関と連携して進めます。
- 市民に対する迅速かつ正確な情報の提供のため、防災行政無線の効果的な運用やJ－A L E R T(全国瞬時警報システム)との連携、SNSの活用などの情報伝達手段を維持・拡充します。
- 津波監視や気象観測体制の充実とブロードバンド(高速・大容量のデータ通信)を利用した防災情報の高度化を関係機関と連携して進めます。





② 防災・減災教育の推進、地域防災力の向上

- すべての世代において津波防災をはじめとする防災・減災の正しい知識を習得できるよう、幼稚園、保育所、小・中学校、高校、職場、地域、自主防災組織等と連携した学習会、研修会などを開催し、防災意識の普及、醸成と知識の向上を図ります。
- ハザードマップ、広報紙やホームページ等を通して、防災知識の普及と情報発信による意識啓発を図ります。
- 市民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識を醸成し、町内会、自治会、事業所などを単位とした自主防災組織の結成を進めるとともに、その活動を支援し、育成と強化に取り組みます。
- 防災士の養成と活用、スキルアップを図ります。
- 市が実施する総合防災訓練、津波避難訓練への市民参加を促進し、防災意識の高揚を図ります。

③ 災害教訓の伝承・情報発信

- 災害の歴史から学び、記憶や経験を語り継ぎ、後世に伝承するため、津波遺構たろう観光ホテルのほか、災害資料アーカイブ、災害資料伝承館を整備することで、防災教育を推進します。

④ 危機管理体制の整備

- 震災などの大規模災害による被災者の当面の生活に必要な食糧、飲料水などの生活必需品の備蓄を進めます。
- 災害発生時における各種応急復旧活動について、関係機関、他自治体及び民間企業等との協力体制(災害応援協定等)や、活動支援基盤の強化を図ります。
- 災害や事故など不測の緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確な対応ができる危機管理体制の充実を図ります。

キ 住環境

- 公営住宅の計画的な改修や建替え、統廃合を行います。
- 木造住宅耐震診断及び耐震改修工事を行う者に補助金を交付します。
- 空き家の所有者等による適正な管理及び空き家の利活用を促進するため、支援体制の充実を図ります。
- 公園施設のバリアフリー化を推進し、安全、快適に利用できるよう維持管理を行います。
- 「宮古市公園施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型管理を行うことにより、公園施設の適切な維持管理を図ります。

(4) 事業計画（令和8年度～令和12年度） 別冊のとおり





7 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

(1) 現状

ア 保健対策

- 妊娠・出産・育児に不安を抱える妊産婦が増加しています。
- 運動不足や食生活習慣の乱れにより、生活習慣病は増加しています。
- 死因別死亡率は、がんによるものが一番高くなっていますが、各種がん検診受診率は低い状況が続いています。
- 高齢者世帯や一人暮らし世帯が増えています。
- 自殺死亡率は低下していますが、高齢者の自殺死亡率が高い現状が続いています。
- 成人期以降、定期的な歯科健康診査を受けていないことで、適切な口腔ケアを行えない人が多くなっています。
- 栄養バランスに配慮した朝食を摂取する人の割合が減少しています。

イ 高齢者福祉

- 高齢者人口は減少傾向ですが、高齢化率の上昇は続くと予想されます。
- 高齢化の進展に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれます。
- 市内介護事業所では人材不足傾向にあることから、高齢者人口の予測や介護ニーズを踏まえた人材確保が必要です。

ウ 子育て支援

- 少子化の進行及び核家族化、共働き家庭の増加等に伴い、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化するなど、家庭における養育能力や地域における子育て力など子育て環境が変化してきています。
- 子どもの成長発達や子育て・保育の困難さについて悩んでいる保護者や支援者がいます。
- 最低基準上の保育士数は確保していますが、常時保育士を募集しても応募がほとんどなく、十分な保育士数を確保できない状況です。
- 出産後間もなく若しくは産後休暇明けから子どもを預けて働く保護者もいるため、3歳未満児、特に0歳児からの保育ニーズが年々高まっています。
- 保育に要する費用の無償化など、子育てにかかる経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図っています。
- 老朽化が進んでいる保育施設があります。

エ 障がい福祉

- 障がい児・者が自立した日常生活を送るうえで必要な支援の充実が望まれています。
- 障がい者の就労をめぐる環境は厳しく、社会福祉施設での訓練を経ても、一般就労へつながることは難しい現状にあります。
- 障がい児・者が住み慣れた地域で生活し社会参加するために必要な個別性・多様性に対応





したサービスの提供が求められています。

オ 地域福祉

- 急速に進む少子高齢化、核家族化の進行及び社会経済状況の変化に伴い、地域住民相互の社会的つながりが希薄化しています。
- 福祉の支援を必要としている人が増えるとともに、虐待やひきこもりといった社会問題が顕著に現われるなど、そのニーズは複雑・複合化しています。
- 市民の意識調査で、ボランティア活動などの社会福祉活動への関心の高さが示されています。
- 高齢や障がいなどの理由により災害時に自力で避難することが困難な人に対する避難支援体制の整備が求められています。
- 保健福祉に関する相談については、市の担当窓口や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどで、相互に連携を図り対応しています。相談内容が複雑・複合化してきていることに伴い、単一相談機関だけでは解決できないケースが増加しています。

(2) 課題

ア 保健対策

- 安心して子育てにのぞめるよう、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目ない支援が必要です。
- 健康寿命の延伸を図るため、個々に合った正しい食生活や健康づくりの支援が必要です。
- 病気の早期発見や早期治療を行うため、各種健康診査や各種がん検診の受診率の向上が必要です。
- 要介護状態にならないために、高齢者の健康づくりの推進が必要です。
- 自殺を予防するための取り組みを進めるとともに、こころの健康づくりを推進し、相談体制の充実を図ることが必要です。
- 自分の歯や口腔に関心を持ち、定期的に歯科健康診査や指導を受け、適切な口腔ケアを習慣化する必要があります。
- 感染症の重症化を防ぐには予防接種が有効であることから、予防接種率の向上が必要です。
- 結核の感染を防ぐため、健診受診率の向上とともに、市民の意識の向上が必要です。
- 栄養バランスに配慮した食事の摂取について、日々の食生活で実践できる力を養うための取り組みが必要です。

イ 高齢者福祉

- 高齢化率の上昇が続くと予想されることから、引き続き介護・福祉・医療などの公的サービスの充実や、住まい・生活支援・介護予防等が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進が求められています。
- 要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域に根ざした介護体制の確立が求められています。





- 利用者の選択に基づくサービス利用を可能にするため、介護サービスの質の向上を図るとともに、利用者本位のサービス提供が求められています。

ウ 子育て支援

- 親子の交流の場や子ども同士の交流など、多くの人とのふれあいや体験の機会の拡大が必要です。
- 様々な機会や体験を通じて、親子それぞれが学んでいける取り組みの推進が必要です。
- オンライン相談など身近に相談できる場所の設置や保育現場に即した支援が求められています。
- 様々な課題に対応した質の高い研修機会の提供が必要です。
- 民間活力の活用も含め、保育所の適正配置等が必要です。
- 臨時・再任用保育士の採用及び民間保育施設の保育人材の確保・定着と保育の質の担保が必要です。
- デジタル化など子育て世帯の多様なニーズに応じたサービスが必要です。
- 保育に要する費用の無償化など、子育て家庭に対する経済的な負担の軽減が引き続き必要です。
- 老朽化が進む保育施設に通う子どもたちのため、安全な保育環境づくりが必要です。
- 国の指針を踏まえながら、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりについての検討が求められています。
- SNSなどを活用した、多様な子育て情報の発信が求められています。

エ 障がい福祉

- 障がい児・者が各々の能力を活用しながら、自立のための施策と地域での生活の場の状況に応じた支援等を受けられる体制を整える必要があります。
- 働く意欲のある障がい者が可能な限り働けるようにするために、関係機関が連携し、就労に必要な様々な訓練を受けることのできる場を充実する必要があります。
- 障がいがあったり、発達が気になる子どもを早期療育につなげるために支援体制の継続が必要です。

オ 地域福祉

- 子どもから高齢者まですべての人が住み慣れた地域や家庭で生活する中で、より良い地域づくりへの取り組みや、近隣とのふれあいや交流を大切にした地域福祉を推進する必要があります。
- ボランティア団体やNPO団体、社会福祉協議会及び行政が連携し、現在の活動における課題を共有し、活動情報の発信を促進するとともに相互に連携して活動の輪を広げていく必要があります。
- ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯、障がい者のいる世帯など、災害時に何らかの支援が必要となる人の把握とその情報の適正な利用方法の確立など、災害時の支援体





制づくりが課題です。

- アウトリーチを含め、身近に、気軽に、総合的に相談できる重層的な相談支援体制を整備する必要があります。

(3) その対策

ア 保健対策

① 母子の健康づくりの推進

- 妊産婦や乳幼児期に関する正しい知識の普及啓発を図り、安心して出産や育児を行えるよう、支援体制の充実を図ります。
- 子どもを望む夫婦に対して、治療費の助成を行います。
- 各種健康診査や健康相談の受診率を更に向上させ、疾病等の早期発見と治療に結び付けていきます。

② 成人の健康づくりの推進

- 各種健康診査や各種がん検診の受診率を向上させ、疾病等の早期発見と治療に結び付けていきます。
- 生活習慣病予防の知識の普及を図り、自分に合った健康づくりが実践できるよう、支援体制の充実を図ります。

③ 高齢者の健康づくりの推進

- 関係機関等と連携し、健康づくりや介護予防の知識の普及を図り、高齢者健康づくり事業参加者を増やします。
- 後期高齢者健康診査の受診率を向上させ、疾病等の早期発見と治療に結び付けていきます。

④ こころの健康づくりの推進

- 適切な支援につなげるため、ゲートキーパーを養成し、自殺対策を支える人材の養成を継続します。
- 関係機関等と連携し、こころの健康づくりの知識の普及を図ります。
- 相談窓口の周知に努め、こころの健康づくりに関する相談体制の充実を図ります。

⑤ 歯と口腔の健康づくりの推進

- 歯科相談や適切な口腔ケアが実践できるよう、専門職の配置や相談機会の確保などの必要な支援体制の充実を図ります。

⑥ 感染症予防の推進

- 予防接種の実施率を高めるため、予防接種の知識の普及と積極的な受診勧奨を行います。
- 結核についての知識の普及を図り、早期発見のため積極的な受診勧奨を行います。





⑦ 食育の推進

- 食育の知識の普及啓発を図るとともに、健全な食生活が実践できるよう、ボランティア(食生活改善推進員)の育成等による支援体制の充実を図ります。

イ 高齢者福祉

① 地域包括ケア体制の推進

- 地域包括支援センターを中核機関として、高齢者が住み慣れた地域で、尊重し支え合いながら、その人らしい生活を継続することができるよう、介護、介護予防、医療等のサービスを包括的に切れ目なく提供します。

② 自立した暮らしを継続する支援

- 高齢者の社会参加の促進や介護予防事業の充実による「介護認定を必要としない高齢者の増加」を目指し、効果的な介護予防ケアマネジメント及び自立支援に向けたサービスを展開し重度化予防を推進します。

③ 介護サービスの円滑な実施

- 介護サービスの円滑な実施を確保するために、介護認定までの手続きの迅速化に取り組むとともに、利用者の意向を十分に反映したサービスが提供できるよう、事業者間の連携を支援します。

ウ 子育て支援

① 子育て支援体制の充実

- こども家庭センターにおいて、子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応した切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。
- 保護者及び保育現場をはじめとした支援者への継続した支援とともに、外部講師や関係機関の協力を得て研修機会を提供します。
- 在宅子育て支援金の支給のほか、国民健康保険税の子どもにかかる均等割の減免など、子育て家庭に対する経済的な負担の軽減を図ります。
- 育児に関する相談や情報交換、親子の交流、仲間づくりなどができる拠点として、子育て支援センターやつどいの広場を運営し、子育てに対する不安や負担の解消を進めます。
- 「ファミリーサポートセンター事業」や「訪問型子育て支援事業」など、育児に対する支援の充実を図ります。
- 子ども食堂の実施など、子どもの貧困対策の充実を図ります。
- 学校や家庭以外の子どもの居場所づくりを検討します。
- ホームページやSNSを活用した情報発信の充実を図ります。

② 保育サービスの充実

- 国の幼児教育・保育の無償化の実施に併せた、市独自の無償化の対象範囲拡大を引き続き





実施します。

- 一時保育や病後児保育など、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- 就学前児童数及び保育需要に応じ、民間活力の活用も含めた保育所等の適正配置を進めます。
- 老朽化が進んでいる保育施設の計画的な改修等必要な整備を図ります。
- 保育士の確保と定着及び就労環境の改善を図ります。

③ 放課後児童の健全育成

- 日中、保護者が不在となる小学校の児童を対象に学童の家を開設し、適切な遊びや学習を通して健全な育成を図ります。
- 研修、情報交換の場を提供するなど放課後児童支援員の質の向上に努めます。
- 放課後児童を対象に、安全・安心な居場所として放課後子ども教室を開設し、市民のニーズに応える運営を目指します。

④ 地域ぐるみの家庭教育の推進

- 乳児期、幼児期、小・中学校期などの子どもの成長に応じたしつけや食育、性教育、子どもとの関わり方などについて学ぶ機会を提供します。
- 学校、地域との連携強化を図りながら、子育てについての学習機会の拡充を図り、子育ての手法が次の世代にも活かされるよう地域ぐるみの家庭教育を支援します。

エ 障がい者福祉

① 障がい者の自立支援

- 障害福祉サービスの必要量の確保に努めるとともに、障がい者が一時的に福祉施設を利用することができるサービスの充実を図ります。
- 一人では公共交通機関の利用が困難な障がい者の移動を支援するサービスの充実を図ります。
- グループホーム、ケアホームなどの整備と、一般住宅への入居を支援するなど、障がい者の住まいの場の確保を図ります。
- 要援護者が必要な時期に適切な権利擁護支援を受けることができるよう、宮古圏域成年後見センターを中心とした、権利擁護支援体制の確保に取り組みます。

② 就労の場の充実

- 障がい者の就労を進めるため、生活訓練に関する事業の充実や職業訓練制度の利用促進を図ります。
- 障がい者の支援施設等に対する発注機会の拡大を図るため、受注可能な物品や役務等の広報活動を支援します。
- 職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、学校、医療機関など、障がい者の就労支援を実施する関係機関とのネットワークの充実を図り、個々の障がい者に応じた支援を行い





ます。

③ 社会参加の促進

- 障がい者が地域で活動できる機会を確保するため、障がいの個別性や年齢層を考慮した多様な事業の展開や必要な情報の提供体制を構築します。
- 重度心身障がい者の受入れ態勢を整え、活動の場を確保します。
- 障がい者が気軽に社会参加できる環境づくりと、日常生活におけるコミュニケーションを支援します。

オ 地域福祉

① 福祉ボランティア活動の促進

- 福祉ボランティア活動について情報提供し、市民の福祉ボランティアに対する意識の向上を図ります。
- みやこボランティア連絡協議会と連携し、市民のボランティア活動の促進に取り組みます。

② 福祉ネットワークづくりの推進

- 避難行動要支援者への支援などの地域ぐるみの活動を推進します。
- 生活圏域の地域住民、民生委員児童委員、町内自治組織、福祉関連事業者等のネットワークの構築を図り、地区の状況に応じた包括的な支援活動の推進を支援します。

③ 重層的な相談支援体制の充実

- 地域の相談役でもある民生委員児童委員の活動を促進し、相談体制の充実を図ります。
- 市の保健福祉部局の窓口や福祉サービス事業者などが連携し、相談者のニーズに応じた重層的な相談支援体制の整備を図ります。
- 市や社会福祉協議会の広報誌、ホームページ、各種パンフレット等により、保健・医療・福祉に関する情報の周知を図るとともに、福祉サービス事業者にサービス内容の情報発信を働きかけ、利用者にとって分かりやすい情報の提供となる体制の整備を推進します。

(4) 事業計画（令和8年度～令和12年度） 別冊のとおり





8 医療の確保

(1) 現状

ア 医療体制

- 4か所の国保診療所を運営しています。また、日曜祝日に宮古医師会及び宮古薬剤師会の協力を得て休日急患診療所を運営しています。
- 祝日に診療を行う歯科診療機関がないことから、宮古歯科医師会に祝日歯科診療事業を委託しています。
- 地域医療に対する市民の満足度は、目標値に届いていません。
- 宮古医療圏の一部の急性期患者は、盛岡圏域に搬送されています。

イ 医療給付制度

- 医療給付事業は、子ども(0歳から18歳まで)、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭等及び寡婦を対象に行っています。

(2) 課題

ア 医療体制

- 国保診療所については、それぞれの地域において唯一の診療機関であることから、今後も安定して運営できるよう体制の維持が必要です。
- 市民が安心して必要な医療を受けられるよう、県立宮古病院や市内医療機関の医師や看護師などの確保が必要です。
- 市民が急性期において早期の高度医療を受けられるよう、救急医療体制の充実が必要です。

イ 医療給付制度

- 医療給付事業対象者の経済的負担の軽減のため、医療給付事業の適正な実施が必要です。

(3) その対策

ア 医療体制

① 医療体制の充実

- 安定した医療体制を維持するため、国保診療所等を運営します。
- 医師及び看護師、歯科衛生士の確保を目的とした、医師等養成奨学資金貸付制度に取り組みます。
- 県立病院をはじめとする医師及び看護師確保対策の強化や救急医療体制の整備等について、関係機関と連携して県に強く働きかけます。

イ 医療給付制度

① 医療給付の適正実施

- 医療給付事業を実施し、対象者の医療費負担を軽減することにより、早期治療を促進し、重





症化予防を図ります。

○医療給付事業の資格要件を満たすすべての人が、給付を受けられるよう、申請勧奨等を行います。

(4) 事業計画（令和8年度～令和12年度） 別冊のとおり





9 教育の振興

(1) 現状

ア 学校教育

- 今日の子どもたちは、物質的な豊かさや便利さとともに、グローバル化や高度情報化など、大きく変化する社会の中で生活しています。
- コロナ禍を契機に学校行事の見直しが進むとともに、社会全体のデジタル化が急速に進展し、1人1台端末の活用が進められています。
- 子どもの学力の状況は、諸調査の結果から、読解力、書く力等に課題が見られるとともに、教科によっては、学年が進行するにつれ、授業の内容が分かる割合や関心が低くなる傾向にあり、十分に身に付いているか危惧されています。
- 人間関係の希薄化や体験活動の減少等から、社会性の育成が十分でなく、命に関わる事案等が生じる危険性があり道徳教育や体験活動等の豊かな心の涵養を目指した教育の充実が重要になっています。
- これまでの復興教育で得たものを引き継ぐとともに、防災の視点を重視して更に復興教育に取り組んでいます。
- 運動時間の減少や食習慣の乱れ等により、児童生徒の肥満の割合の増加やむし歯の顕在化などの健康上の課題があります。
- 特別支援学級に在籍する子どもの割合が増加するとともに、通常学級において特別な支援を要する子どもの数も増加しています。
- いじめの認知件数やSNSに関わるトラブルに巻き込まれる子どもの数が増加しています。
- 学校現場の課題は、複雑化・多様化しており、学校だけで解決することは難しくなっています。関係機関との連携が一層重要になっています。
- 経済的な理由や地理的条件により就学が困難な子どもの割合は減少しているものの、支援の継続は教育の機会均等などを図るうえで重要です。
- 小・中学校の児童生徒の学校給食費は、2023(令和5)年4月から完全無償化を実施しています。
- 子どもの人口が減少し続けるなか、1学年1学級や複式学級が増加し、学校の小規模化が進んでいます。
- 多くの学校施設で老朽化が進んでいます。
- 学校施設の防犯対策を進めています。
- 気候変動に対応した校舎づくりが重要となっています。

イ 社会教育・生涯学習

- 生涯を通じて「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学習機会を選択して学び、その成果を社会参加活動に生かすことのできる生涯学習環境が求められています。
- 市民の様々な生涯学習活動は、公民館、生涯学習センターや図書館等で展開されていますが、これらの施設の多くは老朽化しています。





- 市立図書館の市民一人当たりの蔵書数と図書貸出冊数は、県内14市の一人当たりの平均を上回っていますが、貸出者数は人口の減少とともに減っています。
- 共働き家庭の増加などにより、これまでよりも学校と地域に関わる人材の確保が難しくなっています。また、核家族化や少子化の進行に加え、ひとり親世帯が増加するなど家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭の教育力が問われています。
- 心豊かで生きがいのある人生を過ごせるよう、市民の多様化・高度化する学習ニーズに対応した学習機会の提供に努めています。
- 学習活動や地域づくり活動を行う団体に対し助言や支援を行っていますが、少子化や社会情勢の変化等により活動や運営が変化しています。

ウ スポーツ・レクリエーション

- ライフスタイルの多様化により、スポーツ・レクリエーションに対するニーズも多様化しています。
- 関係機関等と連携し推進体制の充実を図っています。
- 公民連携により、スポーツ合宿等の誘致による交流人口の拡大を推進しています。
- 著名な指導者からの指導や大学との協定により指導者の育成を図っています。
- 世界的なスポーツイベントの開催を契機にスポーツの機運醸成が図られています。
- 全国大会出場において賞賜金や補助金による支援を行っています。
- 児童・生徒数が減少し、スポーツ少年団・中学校部活動数が減少しています。

(2) 課題

ア 学校教育

- 基礎的・基本的な知識の習得、学ぶ意欲の向上を重視し、子どもに「確かな学力」を身に付けさせる必要があります。
- 教科化された道徳教育の充実、豊かな体験活動、学校図書館の利活用による読書活動の充実が必要です。
- ふるさとの伝統・文化や国際的な異文化と関わるほか、自尊感情を高める教育をしていく必要があります。
- 防災の視点を重要にし、さらに復興教育に力を入れていく必要があります。
- 健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うため、学校での教育活動全体を通じて基礎体力づくりを進める必要があります。
- 増加する特別な支援を要する子どもの就学が円滑に行われるための連携が必要です。
- 子どもの不登校やいじめ、問題行動などに適切に対処するため、家庭・地域・関係機関が連携した教育相談体制が必要です。
- 災害により影響を受けた子どもに対しては、引き続き心のケアを行っていく必要があります。
- 複雑化、多様化する学校現場の課題を解決するために、保護者や地域住民が参画しやすい学校運営の体制が必要です。





- 情熱、知識、人間力を備えた教員の育成が必要です。
- 経済的な理由や地理的条件により就学が困難な子どもに対して援助や支援が必要です。
- 学習環境の充実を図るために、望ましい学校規模という視点による小・中学校の適正配置が必要です。
- 1人1台端末により、子ども一人ひとりの情報活用能力を向上させるとともに情報モラルの徹底が必要です。また、教育分野におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進が必要です。
- 学校給食費の完全無償化を引き続き実施していくためには、安定した財源の確保を図っていく必要があります。
- 老朽化した学校施設の改修が求められています。
- 子どもたちを守る安全対策の更なる充実が求められています。
- 省エネルギーに向けた取り組みが必要です。

イ 社会教育・生涯学習

- 市民の学習要求に応えるため、様々な分野において自由な学習活動を行うことのできる推進体制を整えることが必要です。
- 生涯学習環境を整備するため、老朽化した施設については、「宮古市公共施設再配置計画」に基づき計画的に改修や統合、処分等を進めることが必要です。
- 身近な読書環境の充実と、読書に親しむ市民を増やす取り組みが引き続き必要です。
- 地域社会との様々な関わりを通じて、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子どもたちに育むことが必要です。
- 市民の多様化・高度化する学習ニーズに応える学習内容の充実が必要です。
- 学習活動や地域づくり活動を行う団体に対する助言や支援、自主学習グループの活動支援が必要です。

ウ スポーツ・レクリエーション

- 各世代のスポーツ・レクリエーションのニーズの多様化に伴い、幅広い分野の指導者の確保・育成と機会の提供が必要です。
- スポーツツーリズムによる交流人口の拡大が必要です。
- 健康づくりのためスポーツ・レクリエーションや運動機会を提供する必要があります。
- 最新のスポーツ医科学の研修や講習会による指導者の資質の向上が求められます。
- 東日本大震災の支援等で実施されているスポーツ教室等トップアスリート等の技術に触れる機会を引き続き提供する必要があります。
- 児童・生徒のスポーツ活動ができる環境を整備する必要があります。





(3) その対策

ア 学校教育

① 確かな学力を育む教育の推進

- 「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を目指すために、「何を学ぶか」と「どのように学ぶか」を重視し、幼保小連携や小中連携を図りながら子どもを主語にした学びを意識した授業改善に取り組みます。
- 基礎的・基本的な内容を確実に習得できるようにするとともに、学習習慣の確立を図ります。

② 豊かな心を育む教育の推進

- 友好都市等交流事業において、沖縄県多良間村、青森県黒石市、秋田県大仙市を訪問し、児童生徒間の交流を深め、今後のまちづくりに参画する意識の醸成を図ります。
- 地域の伝統・文化を尊重するとともに、復興教育事業を推進していきます。
- 学校図書館支援員を配置し、学校図書館の読書環境の整備を進めるとともに、地域の伝統や歴史、災害で得た学びを生かした教育を推進し、児童生徒の自発的、主体的な学習ができるよう支援します。
- 国際理解教育の充実を図りながら、コミュニケーション能力の向上や異なる国や地域を尊重する態度を育みます。
- 子どもの発達段階に応じたキャリア教育の推進と環境問題やエネルギー問題に対する意識の醸成を図ります。

③ 健康な体を育む教育の推進

- 子どもの体力や健康状態等を把握し、計画的、継続的な指導に取り組みます。体力向上に有効な運動部活動の地域移行が円滑に進むように学校と連携して取り組みます。
- 子どもの疾患の多様化に対応するため、保健管理を徹底するとともに、健全な食生活の指導と口腔衛生に取り組みます。

④ 特別支援教育の充実

- すべての子どもにとってわかりやすい授業づくりのため、いわての「授業ユニバーサルデザイン」の視点からの授業改善に取り組みます。
- 特別支援教育支援員を配置し、支援が必要な子どもへの支援体制の充実を図ります。

⑤ 相談・支援体制の充実

- 子どもの不登校やいじめ等に適切に対処するため、相談員や支援員を配置し、家庭・地域・関係機関との連携による継続的な教育相談体制の整備、充実を図ります。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携しながら、子どもの心のケアを続けていきます。
- フリースクール等の民間施設・団体を利用する児童生徒について、それぞれの特性に合っ





た居場所の確保を支援するとともに、個々の目標や願いに寄り添い、将来の社会的自立に向けて、施設や関係機関等との相互連携を図ります。

⑥ 教育環境の充実

- ハード面の整備及び活用に伴い、インターネット回線の高速化等、通信環境の更なる整備を進めます。
- 学校が地域や子どもの実情に応じて主体的に創意工夫のある教育活動が展開できるよう、地域ボランティアや関係機関と連携し、コミュニティ・スクールの支援に取り組みます。
- 経済的な理由によって就学が困難な子どもの保護者に対して、就学援助や通学支援を行うとともに、宮古市奨学資金貸付制度の周知を図ります。
- 地理的条件により就学が困難な子どもに対し、スクールバスの運行等により通学支援を行います。
- 複式学級の解消に努め、学校の再編成を進めるとともに、積極的な学校間の連携を推進します。
- 子育て支援の充実と子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、小・中学校の児童生徒の学校給食費完全無償化を継続して実施します。実施に必要な財源を安定的に確保するため、国に負担を求めるなどの取り組みを進めます。

⑦ 学校施設・設備の充実

- 学校施設を常に健全な状態に維持するため、老朽化が著しい校舎等の改築を計画的に実施します。
- 子どもの安全を守るため、引き続き学校施設の防犯対策の充実を図ります。
- 学校施設の省エネルギーを進めるため、照明器具のLED化を計画的に実施するほか、校舎のエネルギー効率の向上を図ります。

イ 社会教育・生涯学習

① 推進体制の充実

- 市民の生涯学習への理解と意欲を高め、学習活動への参加を奨励します。また、障がいの有無にかかわらず市民が共に学ぶ場づくりを進めます。
- 「市民カレッジニュース」やホームページ、SNS等を活用した各種生涯学習情報の発信や、生涯学習に関する相談体制の充実を図ります。
- 経験や知識を有する指導者を登録するリーダーバンクを充実し、各団体及び市民の要請に応じて適切な指導者と生涯学習ボランティアの派遣や紹介を行います。
- 市民の様々な学習活動を支援することができる指導者や生涯学習ボランティアの養成とその活用を図ります。

② 学習環境の整備

- 社会教育関連施設のネットワークを充実し、多様な学習機会の提供を行います。





○公民館、生涯学習センターや図書館等の適正な維持・管理を図ります。

③ 読書まち宮古の推進

- 図書館において、視覚障がい者等が利用しやすい書籍等の充実を図る等、あらゆる市民の本に親しむ拠点となるよう取り組みます。
- 移動図書館車による巡回貸し出しや団体への貸し出しなど、図書館サービスの向上を図ります。
- 子どもの頃から本に親しむ習慣をつける事業に取り組みます。
- 様々な読書の楽しみ方を発信・提供することで、市民が生涯にわたって本と親しむ「読書まち宮古」を推進します。
- 電子書籍の導入により、利用者サービスの向上を図ります。

④ 学校・家庭・地域の連携と協働

- 地域住民や保護者等が学校に参画する仕組みであるコミュニティ・スクールの円滑な運営に資する地域学校協働活動推進員の配置の促進により、地域住民や地域の多様な団体等の参画を通じた地域学校協働活動を推進します。
- 主体的に学ぶ意欲に満ちた人間性豊かな青少年を育成するため、学校、家庭、地域が連携し、体験活動の充実など、地域ぐるみで子どもの心の育成を進めます。

⑤ 家庭及び青少年の学習活動の支援

- 家族形態の変化に対応した家庭教育の充実を図り、子育ての不安や悩みに対する相談体制と親同士の交流の場の提供を行います。
- 自立心の育成や社会的マナーを身につけさせ、郷土を愛する心や自然環境を育むため、自然体験活動、ボランティア活動、文化・伝統に親しむ活動など体験型の学習活動の充実を図ります。

⑥ 成人の学習活動の支援

- 高等教育機関、関係機関・団体、民間等と連携・協働し、市民の多様化、高度化するニーズに応じた学習内容の充実を図ります。
- 市民の学習意欲と創意工夫を活かした講座等を開設し、学習の成果が地域づくり活動へつながるよう指導者の育成やその活用に取り組みます。
- 市民が学びの成果を発表できる機会の充実を図ります。

⑦ 生涯学習関係活動団体の支援

- 生涯学習活動を行う団体に対する助言と支援を行います。
- 自主的に生涯学習活動を行っている団体や新たに結成するグループに対する助言や学習活動の支援を行います。





ウ スポーツ・レクリエーション

① 推進体制の充実

- スポーツを通じて、市民が健康で心豊かなライフスタイルを築く「生涯スポーツ社会」の実現に向け、宮古市体育協会、宮古市スポーツ推進委員協議会及び各種スポーツ・レクリエーション関係団体等と連携・協働し、スポーツ推進体制の充実を図ります。
- 広報誌、ホームページやSNSなど様々なメディアを活用し、情報提供の充実を図ります。
- 官民連携による「みやこスポーツコミッション連絡会議」を中心としたスポーツ合宿やスポーツイベント等の誘致により、スポーツを通じた交流人口の拡大を推進します。

② 活動機会の提供

- 市民の誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション大会等の開催を支援します。
- 市民のスポーツ・レクリエーション活動の普及を図るため、関係団体等との連携・協働により、各種スポーツ教室の充実を図ります。
- スポーツのビッグイベントを契機に、スポーツ関連イベント等を支える体制の推進を図ります。
- 広い年齢層を対象とした、総合型地域スポーツクラブの育成・普及を図ります。

③ 指導者の確保・育成

- 宮古市体育協会及び関係団体と連携・協働して研修事業の充実を図り、指導者の育成に取り組めます。
- 大学との連携により全国レベルの指導者による講習会等を充実させることで指導力の向上を図ります。
- スポーツ推進委員の活動の充実及び技術の向上を図るため、岩手県などが実施する専門的な研修等にスポーツ推進委員を派遣し、専門的技術を習得し指導力の向上を図ります。
- 市民のニーズに応じた指導者の派遣や巡回指導ができるよう、関係団体と連携しながら、競技スポーツやレクリエーション活動などの指導者を登録するスポーツリーダーバンクの充実を図ります。

④ アスリートの育成強化

- 大学との連携により、全国レベルのスポーツ施設や指導を子ども達に体験させることでアスリートの育成強化の推進をします。
- 全国大会等に参加するアスリート、団体を賞賜金や補助金により支援し、高いレベルを体感できる機会への参加を促進します。
- 関係団体などと連携し、ジュニア期からの一貫指導による育成強化を推進します。

⑤ スポーツ環境の整備

- 老朽化したスポーツ施設については、利用者の安全・安心を図るため、「宮古市公共施設再配置計画」に基づき計画的に改修等を行います。





- レクリエーション活動に親しめるよう、関係団体、関係機関と連携して、活動の場づくりを推進します。
- 学校の統廃合により使用されなくなった学校体育施設の活用についても、市民のニーズを把握しながら、生涯スポーツ環境の整備に取り組みます。
- 身近なスポーツ・レクリエーションの活動の場とするため、小・中学校の体育館等を開放し、有効利用を推進します。

(4) 事業計画（令和8年度～令和12年度） 別冊のとおり





10 集落の整備

(1) 現状

- 宮古駅を中心に市街地が形成されており、この市街地を囲む形で、花輪地区、津軽石地区、重茂地区、崎山地区、田代地区、田老地区、新里地区、川井地区があり、さらに各地区には、小規模な集落が点在しています。
- 若者の流出による後継者不足により、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加しており、集落機能や自治機能の低下も見受けられるところもあります。

(2) 課題

- 集落の再編については、立地条件が一樣ではないこともあり画一的に整備することは難しく、このことから住民の意向を取り入れた対応が必要です。
- 昔から行われてきた地域おこし運動が活発化し、世代間交流や、イベントによる来場者との交流が深まっている集落もあることから、今後も各集落の恵まれた自然環境を生かし、また、地域に残る伝統などを保存活用しながら、その集落に合わせた有効な事業導入により、集落の生活環境等の整備を促進することが必要です。

(3) その対策

- 地域住民が主体となって実施する地域内既存施設の有効活用、地域間交流や地域振興に資する取り組みを促進します。
- 集落の実情に合わせた有効な事業導入を進め、集落住民の生活環境の向上を図ります。





11 地域文化の振興等

(1) 現状

ア 芸術・文化

- 芸術文化の推進体制においては、宮古市芸術文化協会などの芸術文化団体と連携して体制の充実を図り、現状に応じた取り組みを進めています。
- 「みやこ市民文化祭」や「市民芸能まつり」、「みやこ郷土芸能祭」など、市民参画型の芸術活動は、恒例行事として根付いており、地域の芸術文化を支えています。
- 小学生・中学生団体鑑賞事業や児童作品展示会を開催し、児童生徒に芸術鑑賞と発表機会を提供しています。
- 近年では、学校での芸術文化活動において、少子化により休止や廃部となるケースが増え、生徒の要望に応えられない状況にあります。
- 芸術文化を担う人材育成の一つとして、第一線で活躍するアーティストによるコンサートやワークショップ、世代間交流ができるイベント等が数多く開催されています。
- 長年続けてきた芸術文化団体の中には、会員数の減少と高齢化が進み活動が困難な団体があります。
- 市民文化会館では、1976(昭和51)年11月の開館以来、本市の芸術文化の拠点施設として様々な催し・活動が行われてきました。
- 市民文化会館は東日本大震災により被災しましたが、2014(平成26)年12月に復旧し、全国からの支援事業やイベントも開催されています。
- 市民文化会館は、開館から50年が経過し施設の老朽化が進んでいます。

イ 文化財

- 高齢化・過疎化によって、地域の神社や祭礼行事、個人による文化財の維持・管理が困難になっています。
- 民具(有形民俗文化財)は、製作・使用した経験者の高齢化が進んでおり、民具の使用方法が失われる危機に直面しています。
- 空き家や蔵の解体による古文書史料や民具の消失が懸念されています。
- 宮古市指定文化財を含め127件が指定・登録されており、これらを適正に管理・保管するため文化財の現況確認に取り組んでいます。
- 市内の有形民俗文化財などの収蔵資料は年々増え続けており、収蔵スペースが不足しています。
- 崎山貝塚縄文の森ミュージアムと北上山地民俗資料館では、年間を通して地域の歴史・自然・文化を紹介するほか、縄文の暮らし体験や文化財巡り、自然観察会等の多種多様な内容の講座・イベントを実施しています。
- 宮古市埋蔵文化財センターでは一般公開のほか、埋蔵文化財展を実施し、発掘調査事業についての普及啓発に取り組んでいます。
- 「崎山貝塚縄文まつり」、北上山地民俗資料館小国分館の「神楽共演会」や「水車の畑まつり」





り」は、自治会や公民館、学校、ボランティアと協働で運営し、地域の祭りとして定着しています。

(2) 課題

ア 芸術・文化

- 芸術文化についての理解や関心を高めるため、様々なメディアを活用し情報発信を図っていくことが求められています。
- 優れた芸術文化に触れる機会を提供し、多くの市民にその魅力を伝える取り組みが必要です。
- 東日本大震災以降、芸術文化を通じ支援していただいている団体とのつながりを今後も大切にし、地域の活力となる取り組みを進めていく必要があります。
- 鑑賞機会が増え、芸術文化はより身近なものになりましたが、本市の芸術文化活動を支えるための取り組みへの理解・関心を高める必要があります。
- 多様化するニーズにより、これまでの芸術のジャンルや垣根を超え、より創造性のある芸術活動ができる環境づくりが求められています。
- 中学校の休日の部活動について、2022(令和4)年12月に国のガイドラインで、段階的に地域クラブ活動へ移行していくことが示され、持続可能な環境をつくることが求められています。
- 本市ゆかりのアーティストや、復興支援で訪れるアーティスト・芸能活動団体との交流を通じて、トップレベルで活躍できる人材や、将来にわたり地域の芸術文化を担う人材を育成する必要があります。
- 市民文化会館については、利用者の安全・安心を図るため計画的な改修を進める必要があります。

イ 文化財

- 「宮古市総合防災ハザードマップ」が随時更新されており、頻発する自然災害を想定した文化財のリスクを把握しておく必要があります。
- イベントや講座等の事業については、市ホームページやSNSを活用しながら情報発信しています。多様な媒体を活用しながら、文化財をわかりやすく解説し、歴史文化に親しむことができる環境づくりが必要です。
- 名勝や天然記念物の指定物件及び自然災害碑が、三陸ジオパークのサイトになっており、みちのく潮風トレイルのルートとも重なっていることから、相互連携による相乗効果が期待されています。
- 文化財の保存・活用に関する取り組みを着実に推進するため、文化財所有者・地域・市民団体・民間事業者・専門家と行政が連携し、計画的に推進するための組織・体制が必要です。





(3) その対策

ア 芸術・文化

① 芸術文化の推進体制の充実

- 落語や演劇、オーケストラコンサートなど、多くの市民が芸術文化に触れる機会を提供し、芸術文化団体と連携・協力しながら、芸術文化への興味・関心を高める取り組みを進めます。
- 芸術文化を身近なものとするため、市広報やホームページ、SNS等様々なメディアを活用し、芸術文化に関するイベントや取り組みについて、情報発信を図ります。

② 文化活動の機会の提供

- 市民に優れた芸術文化に触れる機会を提供し、その魅力を伝える取り組みを進めます。また、創作と発表の循環による芸術活動の活性化を図るため、展示や発表の機会を提供します。
- 芸術文化団体が質の高い活動ができるよう継続して支援を行います。
- 中学校の休日の部活動の地域移行について、部活動を支えることを基本方針として、学校、地域、芸術文化団体と連携して取り組みます。

③ 芸術文化の人材育成

- 広く本市の芸術文化団体の人材育成と活性化を図るため、優れた芸術文化に触れる機会、数多くの交流機会を設け、人材育成のための支援を進めます。

④ 活動拠点施設の整備充実

- 老朽化した市民文化会館については、利用者の安全・安心を図るため、脱炭素化を念頭に「宮古市公共施設再配置計画」に基づき計画的に改修などを行います。

イ 文化財

- 地域住民との協働による「地域の宝さがし」、巻貝形土器などの近内中村遺跡出土品、古文書史料・絵図・古写真の調査・収集、研究を進めます。
- 指定等文化財の現況確認調査と環境整備を行い、文化財の修復や保存に必要な措置を計画的に実施します。また、「宮古市文化財保存活用事業費補助金」の活用により所有者への負担を軽減し、文化財の保存・継承を図ります。国登録文化財について、個別の保存活用計画を作成し、適切で魅力ある保存・活用を目指します。黒森神楽をはじめ民俗芸能の踊りや祭礼行事を映像により記録保存し、必要に応じて道具衣装等の修理・整備や後継者育成、自主公演に係る費用負担の補助等によって支援します。老朽化している北上山地民俗資料館等の展示設備や収蔵施設について、資料の適切な保存・管理と展示の魅力向上のため、計画的な修繕・改修について検討します。
- 市内に所在する文化財の危険箇所や被害を想定する「文化財ハザードマップ」、「災害対策マニュアル」を作成し、防災意識の向上と迅速な対応の構築に努めます。





- 市内の重要な文化財について、解説や写真、実測図及び映像記録等を備えたデータベースを作成し、本市の文化財の情報と魅力を発信します。発掘調査の成果である埋蔵文化財調査報告書のデジタル化を行い、ホームページでの公開により、埋蔵文化財保護の理解促進、学校教育への活用を図ります。
- 三陸ジオパーク推進協議会やみちのく潮風トレイル、かわい木の博物館との連携を図り、沿岸の地層・岩石と希少な自然、自然災害碑等を巡る観察会を開催します。地域住民や学校、ボランティア、公民館等と連携して「崎山貝塚縄文まつり」、「水車の畑まつり」、「神楽共演会」などのイベントを実施し、地域住民や学校、ボランティア、公民館等との連携を進めます。
- 文化財を地域総がかりで保存・活用するため、宮古市文化財保存活用地域計画推進協議会から意見を聴取し、様々な主体と連携を図りながら計画を着実に推進します。崎山貝塚縄文の森ミュージアム及び北上山地民俗資料館小国分館で活動しているボランティアを育成し、展示解説や見学・体験の魅力向上に取り組めます。

(4) 事業計画（令和8年度～令和12年度） 別冊のとおり





12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状

- 本市のCO₂排出量は36万5千t-CO₂です。出典：環境省「自治体排出量カルテ」（2022（令和3年度））
- 本市の日照時間は2,056時間/年であり、県内の都市（内陸部や沿岸南部）と比較して多くなっています。出典：気象庁2023（令和5）年値
- 再生可能エネルギーゾーニング^{※1}の結果、本市の太陽光発電の促進エリアの面積は43.4km²、陸上風力発電の促進エリアの面積は206.7km²となっています。
- 本市のエネルギー供給は73.8%を化石燃料が占め、80%を市外からの供給に依存しており、エネルギー代金は約112億円が市外に流出しています。
出典：東北大学中田研究室「宮古市のエネルギーフロー」2020（令和2）年度
環境省「地域経済循環分析」2018（平成30）年版ver7.0
- 再生可能エネルギー施策は、東日本大震災で、電力などの生活に不可欠なエネルギーが断たれた経験を教訓に取り組んできました。
- 2020（令和2）年10月に「宮古市気候非常事態宣言」を行い、同年11月には、2050（令和32）年までにCO₂実質排出ゼロを目指す「宮古市2050年ゼロカーボンシティ」を表明しました。
- 2022（令和4）年11月に環境省の「脱炭素先行地域^{※2}」に、2023（令和5）年4月に同省の「脱炭素重点対策実施地域^{※3}」に選定されたことにより、国の支援を受けながら、脱炭素に向けた取り組みを加速化させています。
- 2030（令和12）年までのCO₂排出量の削減目標を50%削減（2013（平成25）年度比、森林吸収効果を除く）と設定し、国の目標（46%）を上回る意欲的なものとしています。
- 再生可能エネルギーの地産地消を通じた地域内経済循環の創出による持続可能なまちを目指しています。
- 地域内経済循環の取り組みの一環として、「宮古市版シュタットバルケ^{※4}」を推進しています。

※1 再生可能エネルギーゾーニング

自治体、地域住民、専門家が協力し、地域が納得できる再生可能エネルギー発電設備の導入適地を明確にすること。令和4年度・5年度の2か年で実施し、ゾーニングマップを公開している。

※2 脱炭素先行地域

2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。

※3 脱炭素重点対策実施地域

地域のニーズ・創意工夫を踏まえて、CO₂排出削減の取り組みを複合的に組み合わせ複数年にわたる意欲的





な計画で加速的に実施する地域。

※4 宮古市版シュタットベルケ

様々な再生可能エネルギー事業に市が積極的に参画することにより得られる収益を、再生可能エネルギー基金を通じて、地域課題の解決などの財源に活用する仕組み。ドイツの「シュタットベルケ」（自治体出資の公社）の仕組みを参考にしたもので、「シュタットベルケ」は、電力、ガス、上下水道、公共交通等公共サービスの提供を行う。民間企業の事業形態として独立して経営を行い、再生可能エネルギー事業を大きな軸に、得た収益を、収益性の低い他の事業に補填することで、安定的に運営している。

(2) 課題

- 地球温暖化の抑制に向けて、CO₂排出量を削減することが必要です。
- 地域脱炭素の実現に向けて、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入拡大、エネルギー利用形態の転換を推進することが必要です。
- 非常時でもエネルギーを利用できるよう自立分散型電源の導入拡大が必要です。
- 市内において再生可能エネルギーの導入拡大を進め、域外へのエネルギー代金流出を抑制することが必要です。
- 市の積極的な事業参画による「宮古市版シュタットベルケ」の拡大が必要です。
- 市民、事業者一人ひとりが脱炭素型のライフスタイルへ転換するなどの自発的な行動が必要で
- 市民、市内事業者、市主体の地域と共生した再生可能エネルギー事業となるよう、公民連携・協働による推進が必要です。

(3) その対策

① 省エネルギー化の推進

- 省エネルギー設備の導入及び省エネルギー建築物への転換を推進する取り組みを進めます。
- 市民、事業者の脱炭素に対する意識醸成と行動変容を促進する取り組みを進めます。
- 太陽光やバイオマスなど多様な再生可能エネルギーの導入について、具体的な取り組みを示す再生可能エネルギー推進計画を策定するなど、地域主体の再生可能エネルギー事業となるよう、官民が連携して取り組みます。
- 第三者組織及び庁内組織体制を整備し、具体的な取り組みを横断的に推進します。

② 創エネルギー（再生可能エネルギー）の導入拡大

- 「宮古市再生可能エネルギー推進条例」に基づき、地域主導型再生可能エネルギーの導入を進めます。
- 再生可能エネルギー事業に主体的に取り組み、事業で得た収益を活用して持続可能なまちづくりを進めます。
- 自立分散型電源の導入拡大を進めます。





③ 蓄エネルギーの導入拡大

- 平常時の効率的なエネルギー利用、非常時のエネルギー確保のため、蓄電池の導入拡大を進めます。

(4) 事業計画（令和8年度～令和12年度） 別冊のとおり

